

令和3年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

令和3年6月11日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（37名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	田村美砂君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	川口荘一君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	学校教育部参事	小野隆一君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
企画財政部副参事	木村西君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君

職員課長 岩本尚史君
産業振興課長 小川泉君
子育て支援課長 新海隆弘君
子育て支援部
副参事 榎本豊君
生活福祉課長 川田貴之君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 稲毛秀憲君
土木課長 寺島由紀夫君
学校教育部
副参事 富田和己君
中央図書館長 浴靖子君

保険年金課長 岩野秀夫君
地域振興課長 石川正憲君
保育課長 関田孝志君
福祉部副参事 石嶋洋平君
障害福祉課長 大法努君
ごみ対策課長 中山仁君
都市建設部
副参事 梅山直人君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
社会教育課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○副議長（佐竹康彦君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（佐竹康彦君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 実川圭子君

○副議長（佐竹康彦君） 昨日に引き続き、4番、実川圭子議員の一般質問を行います。

○4番（実川圭子君） おはようございます。昨日に続き、再質問させていただきます。

昨日は、一人親世帯について、るるお伺いしてまいりました。相談窓口などもあり、経済的に困窮した場合の仕組みなども用意されていたと思います。しかし、相談してくれればといっても、行政は敷居が高い、そもそも自分が相談できると思っていない方とか、あとこども広場があっても、一人親の方がどれくらい利用されてるのかなということも感じます。時間が取れない中で、そういったところに出かける余裕もない、また電話をかける時間もない、電話代を気にしてかけられないというようなお話も、ほかのところでも聞いています。こういったように、気軽に相談してほしいといっても、待ってるだけでは相談は来ないのではないかなという視点で、昨日はいろいろ質問させていただきました。

相談支援をしている方で、相談って言わないで、話を聞かせてくださいという問いかけをしているというようなことも聞きました。こういった働きかけを、行政が全てやるということも難しいと思いますので、社協や民間支援団体などと連携しながら、市民も地域の支えの中で関係性が持たれるように進めていっていただきたいと思います。

また、その市民の支え合いについても、各地で居場所やカフェなど、開催してるというのも見られますけれども、そういったことに関しては、運営に関して善意やボランティアだけでは、やはり継続していくことは困難だと思いますので、そこには行政の支援が不可欠だと思いますので、ぜひ協力したい市民の力が発揮できる場づくりを、今後ともお願いしたいと思います。

それでは、2点目の災害備蓄用の衛生用品についてに入りたいと思います。こちらのほうは「生理の貧困」ということで、この議会でもほかの議員も質問をしていますので、重ならない範囲で数点お伺いしたいと思います。

まず1点目、4月に行いました東京都の災害備蓄品の配布についてなんですが、こちらは詳細は分かりましたけれども、その配布した際に、その配布したものに、何かこう相談窓口ですとか、そういったことを一緒に周知したのかどうかをお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 配布した中身につきましてははですね、さきにお答えいたしました、生理用品のほかですね、ビスケットやアルファ化米というようなことで配布しておりまして、それ以外のものについては入れてございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういうところから、やはり相談につなげられるような工夫などもあってもよかったですかなと思いました。

それから、2番目の市が備蓄している衛生用品などにつきましては、平成31年に引取り処分をしたというこ

とで、今後、入替えに際しては、やはり有効に活用していただけたらなと思いますけれども、次の入替えというか、その時期についてはいつ頃になるかということが分かりましたらお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 衛生用品につきましてはですね、メーカーの使用推奨期限というのがあるんですけども、明確な消費期限がありませんで、これまで設定をしてきておりませんでした。

ここで確認したところですね、東京都なんかは、おおむね5年で入替えを行っているというところがございますので、当市といたしましても、今後は5年を目安に入替えをしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういう機会を捉えて、学校などでも活用してもらえたらなというふうに思います。やはり保健室に備えてるというふうな御答弁もあったと思いますけども、なかなかこう、気軽に相談できるといっても、なかなかそこに行くということも、特に緊急で行くのならあれですけども、お金がなくて買えないということで行くということは、本当に非常になかなかというふうに思いますので、気軽に使えるような形でぜひ検討していただきたいと思います。

それから、紙おむつについては、どのような対応ができるのか、お考えがありましたらお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 紙おむつもですね、生理用品と同様に消費期限を設定しましてですね、先ほどというか、前回、子ども生活部長さんからですね、社会福祉協議会と連携を通じながら進めていくという話がありましたので、これの連携も併せてですね、それを取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ほかの部署や社協とも連携をして、5年というふうな設定だというふうにお伺いしましたけれども、時期を少しずつずらせば、うまくローテーションで入替えと活用ができるかと思っておりますので、工夫して行っていただきたいと思います。

この項については、以上にしたいと思います。

次に、3点目の市内の自転車等駐車場の高校生の利用料金についてお伺いします。

自転車の駐輪場の整備を行ったときには、様々検討して料金の設定をしてきたと思います。しかし、新型コロナウイルスの感染の影響で経済状況が悪化して、家計へも様々な影響が出ている中で、小中学生のいる家庭というのは就学援助という制度もありますけれども、高校生になるとそういったものもありません。学業がおろそかになるくらい、アルバイトをして家計を支える子供もいます。そして、またそのアルバイトも、シフトが減らされたり、なくなったりということで非常に苦勞してる御家庭も見られる中で、何とかこのところが少し応援できないかなという趣旨でお伺いしたいと思います。

まず高校生の現在の利用状況についてなんですが、市長の御答弁では、利用者の全体、高校生だけというのはなかなか数字が出ないということで、定期利用者の全体の中で、学生利用ということで26%ほどいるというふうな御答弁がありました。これは人数で26%ということだったと思いますけれども、利用額についてはどれくらいの割合だったのかお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 公共自転車等駐車場の設置運営につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターに行っていただいておりますが、そちらからの報告によりますと、学生の比率ですね、そこまではちょっと計算で出してないんですけども、平成31年度の決算額で申しますと、学生の利用料金の割合ですが、

21%程度になります。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それ金額でいくと21%程度ということで御答弁がありましたけれども、その中で数値としてはなかなか出せないということですが、学生の中で高校生というと、大体その半分ぐらいというふうに予測してもいいのかと思いますけれども、ちょっと先に行きます。

近隣市の状況についてお伺いします。近隣市の状況で、当市と駅の隣接している東大和市駅の向こう側の小平市と、それから玉川上水駅の向こう側の立川市の状況については、学生料金、幾らぐらいなのか、お伺いします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 近隣市の状況でございますが、立川市につきましては、一般の料金と比較して学生料金は53.8%から59.1%となっております。小平市につきましては同様に72.7%から88.0%、また東村山市につきましては75.0%という形になってございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市で、全体ではそのような割合になってるかと思えますけれども、現在は東大和市駅の小平側のほうの駐輪場、ちょっと駅から遠いということもあつたりとか、あと一般料金が安いということもあるんですけども、学生料金が800円というのが、ホームページなどでも確認されました。また玉川上水駅のほうは、立川側はまだ今無料で利用できるような状況かと思えます。そういった中で同じ駅のところでも差があるのかなというふうに考えると、東大和市の料金が高いというのが感じるところです。今割合でおっしゃっていただきましたけれども、東大和の場合には学生料金のその設定を何%ぐらいにしているのか、お伺いします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 東大和市駅ですか。

東大和の場合ですね、公共自転車等駐車場でございますが、一般の方が1か月の定期で1,800円となっておりますが、学生料金はその75%で、1か月で申しますと1,350円となっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 東大和の場合には、75%で設定をしたということなんですけど、先ほど立川市では約55%程度ということなので、そうすると例えば屋根なしの、今東大和の1,350円というのが、計算すると990円ぐらいになるので、1,000円切ると少し妥当なのかなという感じも、私の中ではするんですけど、希望としては現在の半額の700円程度になればというのが、希望でございます。

3番目の半額にした場合の影響ということでお伺いしたいと思いますけれども、市長の御答弁でもありましたように、この公共の駐輪場に関しては、協定を結んで、19年間で償還をして、その後、終えたら市へ譲渡するということになってるかと思えます。そういった契約になってるかと思えます。その期間を少し延長することで、財政負担というか、直接的なお金を何か出さなくても、少しその期間、譲渡してもらう期間を延長することで、利用料金を減額できないかというふうに考えるのですが、そういった場合の影響額といいますか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 仮にですね、学生のうちの高校生を半額にした場合ですね、高校生の人数は分かりませんので、学生の半数と仮定した場合でございますが、平成31年度決算額で申しますと、減収額はおよそ256万円という形になります。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 年間で256万円、半額を減額したという、その256万円をということなんですが、それは年間の全体の収入に対してはどれくらいの割合なのか、お伺いします。

○土木課長(寺島由紀夫君) これも仮の想定でございますが、この256万円が減収になるとしますと、全体の3.5%の減収率になります。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 全体の3.5%ということは、私の計算によりますと、もう19年のうち、もう今3年半ぐらいたってますので、あと残り15年だとしても、その3.5%というのは、年にすると13日間なんですね。それで、15年だとすると200日間ぐらい延ばせば、その分が補償されるのかなというふうに思うのですが、そういうような形で償還期間を延ばすというような交渉をしていただくことはできますでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 今回、令和2年度の定期料金の収入でございますが、コロナ禍によりまして平成30年度と比較しまして1,313万円の減ということで、自転車駐車場整備センターのほうから聞いてございます。これは全体の17.3%の減となっております、自転車整備センターは、これ以上の減額は赤字になり、困難であるとのことでございます。

また償還期間の延伸は協定を変更することになりますが、協定の変更につきましては、何らかのやむを得ない事情や収益が大幅な減額、もしくは増額になることでしか変更できないことになってございまして、自転車整備センターと協定を結んでいる他の自治体においても、これは同様となっております。

また市長の御答弁でもございましたように、19年という長期にわたる償還期間をさらに延長すること自体に課題がございまして、管理システムの変更に伴う新たな費用も生じてまいります。それに加えまして、市としては料金については高校生のみならず大学生、また他の学生や、現在半額としております障害者等の方とのバランス等に配慮しながら決定してございますので、高校生を半額とすることは困難でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 様々な影響があり、契約ということもあるので、なかなか難しいのかなと思いますけれども、一方で今、一般のほうでもかなり減額があるということで、その影響と比べると年250万というのはまたどうなのかなということも感じますが、ちょっとそれは別の課題なので置いておきまして、このシステム上や契約の関係で、延伸というのは難しいということだったと思います。

もう一つの手段としましては、高校生に対して補助的に、補助金を出すというか、就学援助費のような形で通学の手当みたいな形が考えられると思いますけれども、この対策についてはいかがでしょうか。年250万程度ということだと思いますけれども、それは武蔵村山市の学生さんも含まれてると思いますので、東大和の市民の高校生ということであれば、もう少しまた額も少なくなると思いますけれども、そういった通学手当のような形で検討していただくことはできますでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 現在ですね、この設置費用、運営費用につきまして、償還期間を設定しながら実施しているような状況の中です、国や東京都の補助金もございませんので、市単独で補助金を出すことは考えてございません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 補助金となると、また土木課というよりも、ほかの福祉的なところですか、学校教育ですか、高校生となるとなかなか部署もはっきりしませんけれども、そういった福祉的な面で援助ができないかということ、今後、各課連携で御検討いただきたいと思います。そのことを御期待申し上げまして、私

の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

[5 番 森田真一君 登壇]

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

大項目の1、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

新型コロナウイルスワクチン接種について、今後の見通しをお伺いします。

①として、接種予約についての現状と課題を伺います。

②として、接種を進める上での事務上の課題について伺います。

③として、今後、高齢者以外で市民の接種が始まりますが、基礎疾患がある方が優先して接種を受けられるようにするための課題について伺います。

大項目の2では、コロナ禍の下での事業者・市民の支援策についてです。

コロナ禍の下での事業者・市民への支援策について市の現状と課題を伺います。

①として、市民の暮らしと市内事業者の営業の実態について市の認識を伺います。

②として、国、都、市、社会福祉協議会などが行った給付金や貸付制度などの現在までの実績を伺います。

③として、国、都、社会福祉協議会などが行う給付金や貸付制度などの制度の案内や申請相談などに関する市の関わりについて伺います。

大項目の3、生活保護行政についてです。

生活保護申請時の扶養照会は、申請をためらう大きな障害となっています。また、これまでも調査にかける労力に対し親族の経済的な扶養を得ることはほぼ皆無でした。市の扶養照会を申請者の希望制とすることで、必要な申請を促し無駄な事務を削減できるものと考えますが、市の今後の対応について伺います。

大項目の4、小中学生のオリンピック・パラリンピック観戦についてです。

令和3年度当初予算で小中学生のオリンピック・パラリンピック観戦の計画が示されています。実施に当たり、以下、伺います。

①として、この事業の基本的な枠組みについて伺います。

②として、これまでの計画の概要と学校側の準備や引率の体制などについて伺います。

③として、現在の新型コロナウイルス感染症のまん延状況や猛暑も想定される中での開催となれば、新型コロナウイルスの感染のみならず熱中症など、子どもたちの健康が心配されます。今でも医療資源が逼迫している東京で、医療面や交通など、子どもたちに対してどのような安全策が確保されている計画なのか伺います。

④として、現時点で、子どもたちが安心してオリンピック・パラリンピックを観戦できる環境が保障されているとは到底考えられません。市独自の判断で小中学生の観戦の中止が求められると考えますが、市の見解を伺います。

大項目の5、業務分析等支援業務報告書についてです。

市から情報提供された「業務分析等支援業務報告書」について、令和3年度の予算編成方針の重要事項とし

て、この分析結果等を活用して、事務事業の見直し、事務の効率化、ICT化の推進などに取り組むとしています。

個々の項目では、首肯できるものも見られますが、一方で、これまで議会の内外で重要な市民サービスの切り捨てにつながるものが懸念されてきたものも少なからず含まれます。

報告書で示されたこれらの項目の現状と課題について、市の認識を伺います。

以上です。再質問につきましては、自席から行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、ワクチンの接種予約についての現状と課題についてであります。集団接種の予約につきましては、市のコールセンターによる電話受付及びウェブ予約システムによる受付を行っております。また個別接種の予約につきましては、医療機関ごとに電話、ウェブあるいは対面で受け付ける方法となっております。課題としては、これまでの予約受付におきましては、市のコールセンターへの電話がつながりづらい状態になったこと、またウェブ予約システムへのアクセスの不具合等があったことについて把握しているところであります。

次に、ワクチン接種を進める上での事務上の課題についてであります。集団接種につきましては、市民の皆様が安心してワクチン接種を受けていただけるよう、多くの方が接種を受けられる規模の会場を設置し、施設管理を適切に行うとともに、会場を運営する従事者、ワクチンを接種する医療従事者等の人員体制を安定的に確保する必要があると考えております。

次に、基礎疾患のある方が優先して接種を受けられるようにするための課題についてであります。国は65歳以上の方の次に、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳までの方の順位で接種を進めることとしております。市におきましては、国の考え方にに基づき、今後の接種スケジュールを明確にし、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における市民の暮らしと市内事業者の営業の実態についてであります。市民生活におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向が続いていることから、新しい生活様式・日常の実践や経済活動への影響などにより、引き続き一定の制限や負担が生じているものと認識をしております。市内事業者におきましても、感染症の影響による業況悪化によるセーフティネット保証制度の認定申請件数、令和2年3月から令和3年5月末までの合計で970件を超えるなど、地域経済に対する深刻な影響が続いているものと認識をしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策についてであります。実績につきましては、国や東京都からの財源を活用しまして、特別定額給付金、子育て世帯、ひとり親世帯、新生児を対象とした各臨時特別給付金、住居確保給付金などの給付や、キャッシュレス決済による消費活性化事業、中小企業者等応援助成金の支給などを実施してまいりました。また社会福祉協議会では、生活資金を支援する各種貸付事業が実施されております。これらの取組により、市民及び事業者の皆様への負担軽減や、地域における消費喚起が図られたものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策の案内、相談についてであります。市が実施主体である事業につきましては、適切な案内や説明、相談対応を行うことで、対象となる方が円滑に利活用できるよう取り組んでおります。国や都、社会福祉協議会などが実施主体である事業につきましても、市公式ホーム

ページや市報による情報提供や問合せがあった際には、適切な案内等を行っているところであります。

次に、生活保護申請時の扶養照会に関する今後の対応についてであります。扶養照会につきましては、扶養義務者に対し、申請者を扶養する意思、扶養する場合の程度などを確認するものであります。扶養履行の要請とならないように留意しております。今後におきましても、生活保護法及び国の通知等に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、小中学生のオリンピック・パラリンピック観戦についてであります。本事業は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた東大和市アクションプランに基づき、開催都市の一員として、関係団体等と連携・協力をし、大会の成功に向けた取組として定めた36の事業の一つで、子供たちを対象とした競技観戦事業であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、これまでの計画の概要と学校側の準備や引率の体制などについてであります。計画の概要につきましては、全ての児童・生徒にとってかけがえのない貴重な機会とするために、市内の全学校を対象とした安全な実施に向け、対象学年や観戦場所までの移動手段等について検討してまいりました。詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供たちの安全が確保される計画についてであります。児童・生徒を競技場まで引率するに当たっては、暑さ対策、感染症対策はもちろんのこと、競技会場周辺の歩行時なども含めた万全の体制が必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小・中学生の観戦の中止についての市の見解であります。小・中学生の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦事業につきましては、次代を担う子供たちにとって、東京2020大会の記憶が人生のかけがえのない糧として残ることを目的とした取組であります。東京2020大会の開催に当たりましては、大会組織委員会等において、観戦時のマスクの着用や会話の抑制などに加え、海外からの観戦を見送るなど、選手や観戦者の安全安心を第一とした対策が講じられているものと考えております。今後、観客の有無など、具体的な開催方法が示される予定でありますことから、その情報を注視しつつ、現時点における必要な準備を進めていくものと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、業務分析等支援業務報告書についてであります。報告書の内容につきましては、職員や業務の現状や非正規職員の活用、業務の委託等外部化及びICT活用による効率化、事務事業の廃止・縮小等に関する分析結果や改善策等を示すものであり、持続可能な市政運営に向けて、市の事務事業を抜本的に見直すために、外部の視点から指摘や提案がなされたものと認識をしております。令和3年度におきまして、事業者の見解として示された本報告書の内容を基に、業務改革の検討を行ってまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 小・中学校のオリンピック・パラリンピックの観戦についてであります。この事業は、東京都教育委員会が、市内の全公立小学校・中学校を対象に、平成28年度より実施してきた東京2020オリンピック・パラリンピック教育の取組として、希望する学校に対して、学校単位で子供たちに東京2020大会の競技を直接観戦する機会を提供するものであります。教育課程につきましては、特別活動の健康安全・体育的行事として位置づけ、学校の教育活動の一環として、都内全公立学校を対象に実施いたします。

次に、これまでの計画の概要と学校側の準備や引率体制についてであります。計画の概要としましては、小学校は第4学年から第6学年、中学校は全学年を参加対象とし、交通手段については、小学校は借上バス、

中学校は公共交通機関を利用することとしております。今後実施される東京都教育委員会主催の観戦会場説明会と、実地踏査への参加と合わせ、6月中旬に公開される学校連携観戦説明会の動画配信や、観戦の手引を参考に準備を進めてまいります。

なお、引率体制につきましては、校長または副校長を引率責任者とし、引率教員は小・中学校ともに児童・生徒20名に対して、教員が1名、特別支援学級については児童・生徒4名に対して教員1名としております。

次に、子供たちの安全を確保するための計画についてであります。東京都教育委員会は、学校連携観戦に係る引率教職員が、事前をはじめ当日や事後における対応や役割について理解を深め、具体的な観戦計画立案に資することを目的とした学校連携観戦説明会を6月中旬に動画配信で行う予定としております。説明会の内容は、安全な学校連携観戦に向けての暑さ対策、感染に係る事前指導、公共交通機関の利用、会場別の説明等のことなどになっております。この説明会の内容を基に、学校と連携し安全対策を万全にして準備を進めてまいります。

次に、小・中学生の観戦の中止における市の見解についてであります。子供の生命及び安全を最優先とし、新型コロナウイルス感染状況や国及び東京都の見解を踏まえるとともに、他市の状況も勘案しながら、校長会とも協議をして判断をしてまいります。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 6分 休憩

午前10時11分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 御説明、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

今回は多くの議員の皆さんが、ワクチン接種の関連質問されてますので、なるべく重複を避けて質問させていただければというふうに思います。

まず初めに、ウェブ予約サイトがなかなかつながらないという話、つながらなかったときがあったという話もあったんですけども、この予約サイトのユーザーインターフェースが非常に使いにくいんじゃないかという御意見を市民の方からもいただきました。特にスマホの小さな画面で見ると、クリックをして先に進むというようになってるリンクが、ボタンのデザインになっていないために見逃してしまう。会場選択のボタンをクリックしないと次のカレンダーに移れないが、ボタンが小さく見逃してしまい、先に進めず、使い方が分からないと困っていたと、こんなことがありました。発注時のこの仕様について、言葉の分かりやすさや、デザインの分かりやすさなど、どのような配慮がされていたのか、まずお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） ウェブ予約システムにつきましては、パッケージ化されている商品であり、画面のデザインや操作手順は全国共通仕様となっており、市が独自に仕様を定める項目とはなっておりません。

以上です。

○5番（森田真一君） 次に、ウェブ予約がそもそもできない、それから電話予約はつながらないという方向けに、市役所や市民センターなどで、対面で予約の支援をしていただくというようなことはできないのかという声も伺ったんですが、これについてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市では今後、電話回線の増設や、感染防止対策を徹底しての来所による市民の方へ

の接種予約の受付の代行など、接種予約の改善に向けた対応を考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 市民の方の中に、何度電話をかけても、何日電話をかけても全くつながらないということと疲れ果てて、そのまま予約を諦めてしまっていたり、そのうちほとぼりが冷めてからというふうに思っている方も、いまだに多くいらっしゃいまして、私、試しに、おとついで、たまたま用があって、コールセンターに電話かけてみたんですが、今の時点では全くすぐつながるという状況、時間帯はあるかもしれないですけどね、すぐつながるという状況が分かりましたので、ぜひ今つながりますよということをおね、ぜひ市報等でお伝えいただければというふうに思います。

それから、これ私のほうで、感想的になるんですが、市報の5月1日号、ここで早々に個別接種できる診療所名が知らされたこと、これはとても大事なことであったと思います。それによって慌てて集団接種会場の予約を取らなくても、かかりつけ医で安全に接種ができることが分かり、安心して待つことができたからです。結果として、かかりつけ医でずっと早く予約が取れたという方のお話も何人かの方からも聞きました。

人口規模や年齢構成、また医師会との関係など、自治体では様々な要因があるようではありますが、当市の接種の準備の状況は、私が直接目にした幾つかの自治体のものと比べると、比較的予約もスムーズにできたと思われまして、また4月の末には私どもも市長宛てに要望書なども出させていただきましたけれども、接種会場への交通の便などに配慮したタクシー券の支援ですとか、こういったきめ細かい対応もしていただいていたということで、非常にありがたく思っています。この場でお礼を改めて申し上げたいというふうに思います。

次、伺いますが、5月末までの1回目の接種回数の実績が4,096回ということで、他の議員への御答弁でありました。集団接種会場で5月中に2回目の接種を迎えた方、これ営業日から推測して約400回程度と考えますが、6、7月中に集団接種会場が30.5日稼働して、この稼働能力の最大1日、576日、これを掛け算すると1万7,568回、個別接種は大体1か月900程度というふうに見られますので、2か月で1,800こなせると仮定をいたしますと、7月末までに終わらせられる回数は2万3,864回、約2万4,000回、65歳以上人口2万4,000人分、2万4,000人分の4万8,000回の半分ほどという計算になります。

今後、国、都の大規模接種センター等での接種により、若干前倒しになるとしても、猛暑を避け、日中の出足が鈍る分を勘案すると、65歳以上の方があらかじめ接種をし終わるのには、8月から9月いっぱいまでかかると見るのが妥当ではないでしょうか。この点ではいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市では5月上旬に、65歳以上の方の接種率を約68%とし、集団、個別、合わせての接種見込み回数を推計したところ、7月末までに完了するものと見込んでおります。

以上です。

○5番（森田真一君） 6月1日付、読売新聞オンラインに、以下のような記事が掲載されました。短い記事なので、ちょっとこのまま読んでしまいます。

「電話は5月21日に、東京都東大和市の女性76歳からかかってきた。同市では同8日に集団接種が始まり、女性は電話予約に数日間挑戦し続けてようやくつながったが、指定された1回目の接種日は「8月15日」だったという。そのまま予約はしたものの、「市は『7月末に接種を完了する』と言っているのになぜだろう」と、納得はいかなかった。市は5月上旬に実施された国の調査で、いったん、接種完了を「8月中」と回答。だが、その後、政府目標に沿う「7月末」に前倒ししており、女性はこの変更を報道で知っていた。東大和市の接種を巡っては、ほかにも「予約は8月だったが、当然、7月に前倒しができるとして再度電話をしたら『でき

ない』と言われた」など計4件の電話が支局に寄せられた。この疑問を解消すべく、東大和市のワクチン接種の担当者に尋ねてみた。市として7月末への前倒しは表明したが、特段ワクチンの打ち手の人数を増やしたり、会場を増設したりするなどの計画見直しはしてはいないと言う。変わったのは「何をもって『接種完了』と見なすか」なのだそうだ。市の高齢者は約2万4,000人。当初の試算では、7月末までに2回の接種を済ませられるのは高齢者人口の68%にとどまり、やむなく国には「8月中」と回答していた。ところが、改めて他の自治体の状況を調べると、100%に達しないのに「接種完了」としている自治体があることがわかった。接種を希望しない人も一定数いると想定されるからだ。そこで、市は「68%であれば7月末を完了とみてもよいのでは」と考え、完了を前倒しすることにした。ただ、市によると、5月25日に始まった個別接種は想定以上のペースで進んでおり、現在は7月末までに高齢者のほぼ全員が2回の接種を済ませられる可能性もある。集団接種の予約枠にも空きがスタート、再度電話をすれば、場合によっては予約を前倒しすることもできるという。」というふうにあるのですが、まずこの報道の事実関係については間違いないでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市として、御説明できる内容を申し上げます。

集団接種の予約を先行して実施したために、5月中旬までに予約が集中し、8月の予約となった方がいらっしやいます。また市では5月上旬に、65歳以上の方の接種率を約68%とし、集団、個別、合わせての接種見込み回数を推計し、7月末までに完了すると見込んでおります。

また5月25日に始まった個別接種は、当初の見込みを上回るペースで現時点では進んでおります。集団接種の予約枠にも空きがスタート、再度電話をすれば、場合によっては予約を前倒しすることもできる状況となっております。

以上です。

○5番（森田真一君） この記事、あとほんのちょっとなんで、そのまま読みます。続きを読みます。

「自治体への調査を担当した総務省地域政策課に聞くと、最新のデータでは、都内の51自治体が接種完了を「7月末まで」と回答し、11自治体は8月以降になるとしている。ただ同課の担当者によると、やはり「完了の定義はない」。その理由について、「統一的に定めず、地元の事情を基に、自治体に判断してもらうことだと考えている」と説明した。都内自治体の回答を取りまとめ、国に報告した立場の都にも尋ねてみた。ワクチン接種の担当者は「自治体としては、人口の何割を目指せばよいかわからないまま、国から『7月末』との目標だけが示されている。私たちも完了の定義を知りたいと考えている」と述べ、区市町村から「7月末完了」との回答があれば、そのまま国に報告している」というものでありました。

7月末までの完了は、菅首相、肝煎りの政府目標であります。結局、首相の言葉に自治体がこぞって話を合わせているだけで、高齢者本位の目標になっていないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市では、早期の接種完了が、接種を希望する方にとって望ましいことであると認識しております。

以上です。

○5番（森田真一君） 国がオリンピック開催ありきで、裏づけのない目標、期間を宣伝し、自治体に上から押しつけるやり方が、かえって現場を混乱させ、国民の不安をあおる結果になっているのではないのでしょうか。自治体に即したロードマップを国民に示して、現場でボトルネックになっている問題を一つ一つ解決する具体的な支援策こそ、今、国や東京都には求められてるのではないかというふうに思います。

次、伺いますが、全国知事会では、国から示されるワクチン供給スケジュールが2週間単位なので、先の見

通しを持った接種計画が立てられず、改善を要望していると聞いています。当市では、差し当たって、この問題で具体的な影響があるのかどうかという点について伺います。

○健康課長（志村明子君） 65歳以上の高齢者の方のワクチン接種におきましては、2週間単位の供給スケジュールによる影響は、現時点では当市においては発生しておりません。

一方で、先々のワクチンの供給の見通しが確認できることによって、適切な接種の推進が図られるものと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） この点では、初日、開会日のときに、市長報告でお示しいただいた東京都の資料の中で、この6月17日の週には、高齢者人口相当分の2万4,000人分ですね——が大体届く予定になっているということまでは、まず確認できてますんで、これ示していただいたこともね、一つ、当座の安心材料ということでは認識をしております。

次、伺います。市長会では、多摩に大規模接種センターを設置してほしいという要望を行ったと、この市長報告の資料にもございました。その実現の見込みについて市の感触を伺います。

○福祉部長（川口荘一君） ただいまの件につきましては、市としても、また多摩地域としても大きな期待がございますので、実現性のある要望であるというふうに認識をしております。

以上です。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。これはもう、ぜひぜひ実現していただきたいなと思います。

報道では、自衛隊の大規模接種会場ですとかね、がらがらでという話も一部では出てるんですが、こちらに住んでる皆さんからすると、とても遠くて行けないという話があり、一方で多摩では先ほどから私、試算で述べましたけれども、接種機会を少しでも多くしていただきたいということもありますので、ぜひこれは進めていただくように、東大和市としてもお力を振るっていただきたいなというふうに思います。

次、伺いますが、65歳未満の方の接種について、基礎疾患のある方や高齢者通所施設職員など、優先度が高い方の優先接種について、市にはデータがないので、本人の申出制で優先できるよう検討してるということで、これ本当に私としてはかねがね、ぜひそうしていただきたいと思ったんで、ありがたいことだと思うんですけども、一方で障害者手帳所持者など利用できるデータがある、対象者もあるのかというふうに思います。これは、これらを利用して急いでいただくということは可能なのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 国は65歳以上の方の接種の次には、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳までの方の順位で、接種を進めることとしております。

また国からの通知では、令和4年2月末までがワクチンの接種期間とされておりますが、市におきましては国の考え方にに基づき、今後の接種スケジュールを明確にし、接種対象となる全ての市民の皆様への接種の準備を進めてまいりたいと考えております。基礎疾患に含まれます障害のある方につきましても、すぐの接種を希望される方にはお申出により進め、その後、年齢区分により接種券等を送付することを予定しております。

以上です。

○5番（森田真一君） 扱いとしては同じだけでも、とにかくそうやって自分で申出は可能だということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

繰り返しになりますけど、先ほどもこれ意見として述べさせていただきましたが、せっかく自治体がね、こんなに頑張ってる中で、もう本当、これまでのいろんな施策の中でも、とりわけこの問題、本当に頑

張ってやっていただいていると思ってるんです。そういう状況の中で国や都、特に国ですよ、国がもう振り回すような話で混乱させるというのは、もう本当に私、腹立たしくてしょうがないんですよ。

ぜひ自治体の皆さんには、市民のために引き続き頑張ってくださいということ、この場でお願いしたいというふうに思います。

この項は、終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、2のコロナ禍の下での事業者・市民への支援策についてですが、当市の企業等応援金については、今年度に家賃支払いの条件をなくして、これまでよりも門戸を広げて再事業化をされました。歓迎されるべきことだと思います。

新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けた者という、この基準がまだ残っています。我が党は、この融資の条件をなくしてほしいと訴えているのは、融資の利用イコール生存可能性が高いという見立てで、適者を選別するトライアージになるのではなくて、この危機をみんなで生き延びられるように幅広く施策を用意することが必要だと考えるからです。この点では、今後ぜひこの条件も外していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○市民部長（田村美砂君） 企業等応援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、経営継続のために新型コロナ関連融資を受けている市内事業者を支援するものであります。市といたしましては、業況がなるべく早期に改善へと向かうよう、この新型コロナ関連融資を受けていることを基準といたしまして、今後も事業を継続する事業者の方々に対し、企業等応援金により支援することが必要であると、そのように考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 緊急事態のときのためにつくった制度なのに、あれこれ理由がついて間に合わない、制度から締め出されるという状況が随所に見られます。他の議員も例に挙げた国の一時支援金、このありようが今の各種の支援策の特徴を端的に現しているように、私は感じております。

ちょっとこれは国の制度になりますけれども、この一時支援金制度は、コロナ禍の前の年、また前々の年の1月から3月期と、今現在の1月から3月期の売上げを比較して、過去よりも50%以上、売上げが減少していると。こういう事業所に対して法人では60万円、個人では30万円を支給すると、こういう制度が国においてつくられています。

よく似たもので、昨年実施された持続化給付金の第2弾と受け止められていて、昨年同様に事業が振るわない事業者が、同様に申請を試みました。持続化給付金は、全国で約441万件が申請があり、424万件が給付をされています。一方でこの一時支援金は、既に締切りを5月末に迎えましたが、締切りまでにあった申請は54万件、6月7日現在で30万件的支給にとどまっています。

この原因の一つに、持続化給付金の申請に不正があったとして、一時支援金の申請前に事前確認という仕組みが挟まれたことにあります。居住地内の商工会や法人会、顧問税理士などの登録機関に事前に書類を確認してもらい、そこを通過してやっと申請そのものができるというものになっています。零細の事業者では、会費や顧問料が払えず、事前確認をしてもらってがなくて、申請自体にたどり着けない事前確認難民というものが大量に生じていると、マスコミなどでも話題となっています。

今回、国が実施を予定している新型コロナ生活困窮者自立支援金は、緊急小口資金貸付の貸付上限額に達しているなどの事情で、既にもう利用ができず、生活保護も受けていないと、こういう方を対象に7月から9月

にかけて、単身者で最大18万円を給付するというものとなっています。

対象世帯の見込みが僅か20万人にしかすぎません。このコロナ禍が始まって、もう既に1年、1年半とたっていますが、長引くこの困窮状態の下で、状況はさらに一層悪くなってるはずなんですけど、実際には特に国の考え方だと思うんですけど、国の考え方の非常に絞り込んできているということが見てとれるのではないかと思います。ぜひ、この市におきましては、こういったことにならないように、諸施策では御配慮をいただきたいというふうに思います。これは要望として申し上げておきます。

この項は、以上で終わります。

次に、生活保護行政についてに移ります。

伺いますが、厚生労働省は今年2月と4月に、扶養照会の事務運用を改定をしました。この趣旨に見合ったホームページや、生活保護のしおりの改訂も求められると思います。

最も進んでいるとされる小田原市のしおりには、以下のように書かれています。

「扶養義務について。親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。」と、こういうふうに書いてあります。

当市でも、こういった表記を加えて改善していく必要があるのではないかとと思うんですが、この点ではいかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 扶養照会に関する小田原市のしおりに書かれているような内容につきましては、当市の生活保護相談におきましても行っておりますが、ホームページや生活保護のしおりの表記につきましては、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 国や都道府県、また市町村でも、この点をはっきりと書いてあるというところが、まだ実は少ないんですね。この点が専門家などからも指摘をされておまして、これせっきくの改正があったんで、ぜひ進めて、申請した人が諦めてしまわないように、ぜひ配慮していただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、これについては、これにとどめたいというふうに思います。

次に、小中学生のオリンピック・パラリンピック観戦について伺います。

まずオリンピック・パラリンピックには、聖火リレーも付き物でありますけど、東大和市では7月13日に開催が予定をされています。ここでは児童・生徒が、沿道からの観覧や伴走などで関わるというようなことはあるのでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 聖火リレー開催時の児童・生徒の観覧等につきましてでございます。

まず聖火リレーにおけます新型コロナウイルス感染症対策というところでは、組織委員会からガイドライン等が出されてございます。その内容を見ますと、観覧自体は禁止されてございませんが、3密の回避、飛沫感染・接触感染防止、殺菌・消毒の徹底など、こういったところを図ることが求められております。

このようなどころもございまして、現時点では市の取組といたしましては、児童・生徒による沿道での観

戦の予定はございません。また伴走というところでございますが、こちら組織委員会によります地域から聖火リレーを盛り上げる走者ということで、サポートランナーと言われる取組がございますが、こちらにつきましては現在調整中でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 伴走はあるともないとも、今の時点では分からないということなんで、これはぜひ、こういう折ですので、御遠慮いただきたいというふうに思っております。意見として申し上げます。

次に、学校連携観戦は、本番の2会場の小・中学生だけで46万人の子供たちが参加、これ単純に割り算すると、この枠だけで2万7,000人から4万7,000人の計画になるようです。

また、この間、行われた都議会での議論では、都内の公立、私立幼稚園から高校にまで動員がかかっている、子供約90万人を動員するという計画になってるということも議論の中でありました。大変な数で、ここに大人も関わってくると、会場どういうふうになってるんだろうというふうに心配でなりません。また全体の観客数も6月下旬まで見通しが立たないということも、五輪担当大臣などからも発言があったということ報じられていますので、これも見通しが立たない状況で心配だというふうに思われます。

現場の先生方からも不安の声が聞かれます。実地踏査、下見ですね、この資料では、感染防止策はアルコール消毒液の配布と検温ぐらいしか示されていないということでありました。また中学生の移動手段、電車ということなんですが、混雑を避けるために会場の最寄り駅の一つ手前の駅から歩くということが言われています。国立競技場であれば、代々木駅から徒歩20分ほど、東京スタジアムであれば、武蔵野台駅から徒歩25分ほどという距離にあります。昨年同時期の最高気温は、連日35度超えが続いていたということは記憶に新しいところではありますが、コロナだけでなく、熱中症も直ちに命に関わる問題となります。市は実施の可否をどう考えているのか伺います。

○学校教育部参事（小野隆一君） 学校連携観戦実施の可否についてですが、感染症対策はもちろん、競技場までの移動等についても、ふだん以上の熱中症予防を実践するなど、安全安心な実施に向け準備を進めてまいります。

以上です。

○5番（森田真一君） 会場にいる時間は大体一、二時間程度というふうに想定されてるということなんで、例えば中学生でいえば最寄り駅、行って帰って約1時間ぐらいと。暑いですからね、あんまりさっささささといけなないんじゃないかなというふうに思いますが、そうすると都合二、三時間は、この時間帯にもよりますが、二、三時間はこの35度近い屋外に居続けなければいけないということになるわけです。個人で行けばね、どっかちょっと、日陰でもちょっと行っちゃって、水でも飲んでとか、ジュースでも飲んでとか、それなりにやりようがあると思うんですけど、集団で動くとなるとね、なかなかそうもいかないということがあって、こういう状況になるのは非常に心配がされるのではないかとというふうに思います。

大人がね、自分でそういう状況に、この時期に進んで行こうかなというふうに思えるかって考えたら、ちょっと難しいんじゃないでしょうかね。小池知事は、去年でしたっけ、何か傘をかぶるような、日よけをつくりましたなんてやってみましたけど、何かそういうものが配られる様子も別にないでなし、あれは何だったんだろうというふうに思うんですが、いずれにしても子供たちの体調最優先でやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に伺いますが、今月9日、都内の中学校でデルタ型、つまり前の言葉で言うとインド型って言

ってるんですか、今そういう使い方しないですけども、デルタ型変異ウイルスのクラスターが発生をし、生徒とその家族ら11人が感染したということが報じられました。こういった懸念から、学校での観戦の——これは見るほうですね、観戦の参加に不安を覚える児童・生徒や保護者も少なくないはずですよ。参加、不参加の個々の判断の自由は保障されているんでしょうか。基本的に授業と同様に参加を求められるものなんですか。

○**学校教育部参事（小野隆一君）** 参加、不参加の判断の自由についてでございますが、各小中学校におきまして、必ず参加承諾書を保護者から提出いただきます。また不参加の児童・生徒については、自宅観戦など別の課題を用意したり、出席停止の扱いとしたりするなどの対応を行ってまいります。

以上でございます。

○**副議長（佐竹康彦君）** ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時49分 開議

○**副議長（佐竹康彦君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**5番（森田真一君）** では、続いてさせていただきます。

今お話をいただいたところでは、1つは同意書というものが親御さんから取られるということなんですが、通常、授業を、いろんな行事やるときに別に、例えば運動会やるときに、何か親御さんが同意書を取ったりとかいうようなこと別にはないですよ。この同意書というのは、結局どういうことを同意していただく内容のものなんですか。

○**学校教育部参事（小野隆一君）** 同意書についてですが、学校におきましては、学校行事、移動教室や修学旅行でもいただいておりますので、それと同様な扱いになります。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 移動教室なんかの場合だと、ふだん行かないところに行ったりとか、想定できないようなこともいろいろあるから、それも含めて親御さんの同意というか、承認の下で、親御さんもそのリスクは理解したよということで一筆取っていくと、これはよくあることだということに分かるんですけど、そうするとこのオリンピックも、それに近いぐらいの、そういうリスクはあるんだという認識でよろしいんですよね。

○**学校教育部参事（小野隆一君）** 保護者の判断を必要と考えております。

以上です。

○**5番（森田真一君）** 私、ここを繰り返し伺ったのは、このオリンピック観戦が、単なる日帰り遠足みたいな話でなくて、一定のリスクも伴うし、しかもそれはこういう折ですから、未知のリスクであるけれども、とにかく同意は取ったからねという、こういう立てつけになっているということに対して、こういった問題を研究しているジャーナリストの方とか、何人かの方なんかから、これ非常に問題あるんじゃないかなという話を伺って、一応確認をさせていただきました。これはそういう性格のものだということは理解をできました。

そうしますと、続けて伺いますけども、先ほどのところで私ちょっと冗談で言ったわけじゃないんですけど、小池知事がね、去年、こういう日射病、熱中症よけの傘をつくりましたよだとか発表されたりとかして、本当に具体的なね、そういう対策みたいなことがあったら、これはこれで大事なことだと思うんですけど、例えばこの間の市でも、もう10年ぐらい前になりますけど、熱中症が非常に問題になったときに、水でぬらして首に

巻いて、少しでも冷気を取るというような、そういう何かストラップみたいなものを用意していただいたり、高齢者に向けて用意していただいたりだとか、甲子園で今よくかちわりなんかね、買って、多分あれ学校単位で応援に来てるんだと思うんですけど、みんなで冷たくしてだとか、いろんな熱中症防止グッズみたいなものがあるわけですけども、例えばそういったものを学校で何かしら用意されるとか、それから学校では直接買い付けられないけれども、親御さんに対して案内で、これこれこういう現場なんで、そのためにその対策として、例えば氷水を持ってきてねだとか、今ホカロンみたいなやつでバチンとやると冷たくなるようなやつありますよね、ああいったものがあつたらいいですよとかいうような、何か具体的な指示や用意みたいなものというのはあるのかどうかというのを伺います。

○**学校教育部参事（小野隆一君）** 議員のおっしゃるとおりですね、帽子を持参ですとか、水分を多めに持ってくるですとか、あと冷やすものですとか、そのあたりは個人に対応して持ってくるようにという形で、学校からは指示をすることもあると認識しております。

以上です。

○**5番（森田真一君）** 今のところ実施については、私は今日の質問では、参加しないほうがいいという立場でしゃべってますけども、今の時点ではやるかやらないかという最終的なところはまだ分からない状況なんで、やると仮定して、それについてはぜひ親御さんにもね、万全に呼びかけていただく必要もありますし、また当日、忘れちゃったとかね、あんまりあるかないか分かんないけど、経済的な理由でちょっと用意できないとかというようなこともあるかもしれないので、不足分についてはなかったってことじゃなくて、少しは学校で予備で用意していただくとか、いろいろそういう配慮もしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

この学校連携観戦は、校長先生の参加希望を募ってチケットが配布されると、こういうことになってるというふうに伺っているのですが、最終的に参加するかどうかの判断というのは、校長先生の独自の判断に委ねられるものなのですか。

○**学校教育部参事（小野隆一君）** 学校連携観戦の参加、不参加の判断についてですが、今後、校長会と協議をした上で、本市としましては、市として判断してまいります。

以上です。

○**5番（森田真一君）** じゃ、もうここは推移を見ながら判断を的確にさせていただくということで、お願いをするしかないわけですけども、実際これまで学校連携観戦はもう、組織委員会の計画どおり基本的にはみんな参加してもらおうという方向で進んでたかと思うんですけども、ここにきて組織委員会もちょっと見直しをして、やっぱりいろんな事情でキャンセル、出てくるだろうと。それについては返金をすることを、事務として始めたという報道がありましたんで、そういった含みも、含めてですね、ぜひ慎重に見直していただきたいということをお願いいたします。

コロナ感染防止のために、1年半近く緊急事態宣言などが繰り返され、学校の秋の遠足など、次々と行事も中止をし、市の行事なども同様となっています。にもかかわらず、オリンピック・パラリンピックだけが全く違う行動原理で開催を強行しようとしているのではないのでしょうか。ワクチンも打ってない子供たちや、その家族の命に関わる緊急の問題ではないかと思います。先ほどのデルタ株のクラスターのことなんかも含めてになりますが、今回のオリンピック・パラリンピックの中止と、学校連携観戦の中止を求めて、この項は終わります。

以上です。

最後になりますが、大項目5の業務分析等支援業務報告書についてですが、御答弁については、市長答弁のことで、お答えで分かりました。議員全員協議会の中での説明の際にも、私は伺いましたけれども、この業務分析等支援業務報告書は、業務改革の検討のたたき台として使うものであって、この全てを最終的にゴールにするものではないということを確認させていただいたところであります。

とはいうものの、ここには少なくとも南街市民センターの廃止、老人福祉会館の浴場貸出し、地区会館の夜間貸出しの廃止、縮小、児童館6館の廃止、大幅縮小など、これまで話題にもならなかったことが列挙されています。また事業効率という点で見れば、確かに非効率という言い方もできるのかもしれませんが、歴史的に形成をされて大事にしてきた戦没者遺族支援事業などの事業では、関係者の皆さんの合意形成に配慮した上での見直しということで、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

いたずらに民間委託ありき、縮小、廃止ありきの結論にならないように、重ねてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○5番（森田真一君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1、コロナ禍における市の公共施設の利用に対する影響と対策について。

①図書館、郷土博物館、公民館等の施設の利用に対する影響と対策について。

アとして、現時点での状況は。

イとして、今後の対応及び展望は。

2番、コロナ禍における高齢者の健康管理に対する取組について。

①高齢者の健康に対する影響と対策について。

アとして、現状に対する認識と取組状況は。

イとして、高齢者の活動の場を確保するための施策は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

よろしくお願いたします。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、コロナ禍における図書館などの市内の公共施設の現在の状況についてであります。市では令和3年4月25日から発令されている新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置等に基づき、現在、施設の種類や規模に応じて、臨時休館または時間短縮などの使用制限を行っているところであります。

次に、今後の対応及び展望についてであります。臨時休館または時間短縮など公共施設の使用制限につきましては、国の緊急事態宣言の基本的対処方針や、東京都の緊急事態措置等の内容を踏まえ、個別具体的に判

断することになります。施設を使用される方々の生命、安全を第一に考え対応するとともに、その制限につきましては、市民の皆様等に及ぼす影響も大きいことから、感染防止対策を徹底した上で、必要最小限となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における高齢者の健康に関する現状の認識と取組状況についてであります。緊急事態宣言の発令等に伴い、多くの高齢者が外出を自粛し、いわゆる3密の状況を回避するなど、新しい生活様式・日常に基づく行動様式の変化が見られると考えております。このような状況が続き、外出や社会参加の機会が減少することにより、運動量や認知機能が低下し、フレイルのリスクが高まるおそれがあると認識しております。そこで市では元気ゆうゆう体操や、栄養バランスを考えた調理の動画を、市の公式動画チャンネルにおいて配信するなど、フレイル予防に資する取組を行っているところであります。

次に、高齢者の活動の場を確保するための施策についてであります。高齢者の地域における活動への支援としましては、市は介護予防活動を自主的に行う介護予防リーダーや、体操普及推進員の養成を進めております。現在のコロナ禍におきましては、自主的な介護予防に資する活動は困難な状況にありますが、介護予防活動を行う人材の育成は、高齢者の活動の場を確保する施策として必要であると考えております。市としましては、高齢者の活動に寄与する人材の育成に対する支援に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○10番(根岸聡彦君) 御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

市長答弁では、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置等に基づき、臨時休館または時間短縮など、施設の対応や規模に応じた使用制限を行っているとのことでありましたが、各施設において現状どのようになっているのか教えていただけますでしょうか。また、御答弁の中にありました使用制限の内容について、詳細に御説明をお願いできますでしょうか。

○社会教育課長(高田匡章君) コロナ禍における公共施設の現在の状況、それからその制限内容についてであります。社会教育課が所管する主な施設から御答弁をさせていただきます。

まず初めに、体育施設等の状況についてであります。

東大和市 Rond 上仲原球場をはじめとする屋外施設につきましては、令和3年5月12日から、屋内施設であります東大和市 Rond みんなの体育館につきましては、6月1日からそれぞれですね、感染防止対策を徹底した上で利用を再開したところでございます。その上で、都民に向けてはですね、引き続き午後8時以降の不要不急の外出自粛が要請されていることを受けまして、夜間の時間帯につきましては、利用の自粛をお願いしているところであります。

続きまして、郷土博物館についてであります。当該施設は令和3年4月25日から5月31日まで臨時休館といたしましたが、6月1日からプラネタリウムの座席数を50%に制限し、また感染防止対策を徹底した上で再開をしているところであります。

また小・中学校施設の学校開放につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けまして、令和3年4月25日から6月20日までの間、使用を中止しているところであります。

以上でございます。

○中央図書館長(浴 靖子君) 続きまして、中央図書館の現在の状況及びその制限内容についてであります。

中央図書館につきましては、令和3年4月25日から5月31日まで臨時休館とさせていただいたところでござ

いますが、電話や図書館ホームページから資料の予約を受け付け、各館入り口で貸出しを行うほか、資料の返却など、可能な範囲で業務を継続いたしました。

また6月2日から座席の撤去、新聞及び雑誌最新号の閲覧停止等の制限を設けた上で施設を再開したところでございますが、人流の抑制を図るため、利用者の皆様に館内滞在時間を30分程度にさせていただくよう協力をお願いを行っているところであります。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 続きまして、中央公民館の現在の状況、並びにその制限内容についてでございます。

中央公民館につきましては、令和3年4月25日から5月11日まで臨時休館とし、5月12日から再開したところでございますが、使用時間につきましては、現在午後8時までに退館をしていただくよう、時間短縮について協力を依頼しているところであります。

以上です。

○地域振興課長（石川正憲君） 続きまして、地域振興課が所管しております市民会館、地区会館、老人福祉館、集会場の現在の状況及びその制限の内容についてでございますが、公民館と同様に、令和3年4月25日から5月11日までの臨時休館とし、5月12日から再開したところでございます。使用時間につきましても、現在午後8時までに退館していただくよう、利用者に対し協力を依頼しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

では、それらの施設に関して、臨時休館、またその使用制限はどのような基準に基づいて決定されたのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公共施設の使用制限を行う場合の基準についてでございますが、市長答弁にもございましたとおり、国の緊急事態宣言の基本的対処方針や、東京都の緊急事態措置等の内容を踏まえ、個別具体的に判断を行いまして、最終的には市長を本部長といたします新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定をしていると、そのような状況でございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 市が直接管理している施設とは別に、ハミングホール、また東大和市 Rond みんなの体育館、東大和市 Rond 桜が丘フィールドや、東大和市 Rond 上仲原野球場などといった、指定管理者に管理を委託している施設の運営状況はどのようになっているのでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 指定管理者に施設管理運営を委託しているハミングホールの運営状況についてでございますが、市が直接管理運営を行っている施設と同様に、国の緊急事態宣言の基本的対処方針や、東京都の緊急事態措置等の内容を踏まえ、先ほど答弁にもございました新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、その対応を決定しているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（高田匡章君） 東大和市 Rond みんなの体育館をはじめとする体育施設等につきましても、同様の取扱いであります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 図書館、郷土博物館、公民館といった市民の使用頻度の高い施設が休館することによ

って、どのような影響が発生していると認識しているのでしょうか。またそういった影響に対して、市はどのような対応を取っているのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館、郷土博物館、公民館といった公共施設が臨時休館することについての影響についてでございます。

夜間の時間帯の使用の制限を含めた臨時休館などの対応につきましては、市民の皆様の生命、健康を最優先に考えた上での制限にはなりますけれども、一時的とはいえ、学習の機会や市民の皆様の活動拠点が失われるということによりまして、団体や組織の存続はもとより、まちのにぎわいや活性化といったことにも、大きな影響をもたらしているのではないかと認識しているところであります。

このような状況を踏まえまして、公共施設の使用制限につきましては、先ほど市長答弁にもございましたが、市民の皆様にも及ぼす影響も大きいことから、感染防止対策を徹底した上で、必要最小限となるよう努めているところでございます。

また臨時休館に伴う影響を軽減するための取組といたしましては、一例で申し上げますと、中央図書館におきまして、臨時休館中ではありますが、予約した資料を受け取ることができることとし、学校や学童保育所に対しまして、団体貸出しを継続して実施するなどという対応を取った事例がございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 市民の方々からですね、恐らくいつになったら施設が使用可能になるのかと、そういった声が多く寄せられているものというふうに理解をするわけですが、それ以外に市民からの声としてはどのようなものが上がっているのでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 臨時休館等に伴う市民等からの声ということですが、公共施設の使用制限につきましては、市民の活動等に影響を与えますことから、公共施設の使用の再開ですね、そういった望む声や、また人数制限の緩和を求める声など、様々要望が寄せられているところであります。

一方で、公共施設の使用再開を望む声があれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、臨時休館等は必要な措置であるといった御意見等もいただいております、感染拡大への懸念から、公共施設を開くことについて不安を抱くといったような意見等が寄せられることもございます。

このような市民等からの御意見、御要望等につきましては、今後、市が施設を運営していく上で、大変貴重な御意見となりますことから、積極的に耳を傾け、引き続き丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

現在、休館を余儀なくされている施設、また使用制限が取られている施設に関して、基本的な考え方としては、緊急事態宣言が解除されたタイミングで再開になるものと考えておりますが、緊急事態宣言が解除されれば無条件に施設の使用が可能になるのか、また御答弁の中でも施設を使用される方の生命と安全を第一に考えるとのことでありましたので、市独自の基準を設けて、それに照らして安全が確保されるという判断をするのか、そのあたりの点について再開に向けての検討がどのようにされているのか。休館あるいは使用制限の解除に関する基準等について、どのようなお考えをお持ちなのか、市の見解を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 現在、使用制限が行われております公共施設の解除のタイミングについてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除が、施設の使用再開に当たってのターニングポ

イントになるというふうには考えているところでございますけれども、無条件で再開となるものではなくです、国や東京都の動向を踏まえながら、施設を使用される方々の生命、安全を第一に考え対応する必要があると、そのようには考えているところであります。

また公共施設の使用制限の解除の基準についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として先行きが不透明であり、今もなお連日、一定数の感染者数が報告をされ、変異株の確認もされておりますことから、市独自の基準を設けることは難しいと考えております。引き続き国や東京都の動向を注視するとともに、感染状況等を見ながら柔軟に対応していくことが必要であると認識しているところであります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

緊急事態宣言により、休館や使用制限を余儀なくされた施設においては、継続中のイベントがあったと思います。例えばプラネタリウムで放映しているプログラムですとか、図書館においては、「みずうみ号」に関連する展示があったと思いますが、そういったものについてはどのような対応を考えておられるでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 公共施設において予定されていたイベントが、臨時休館等により実施できなくなった場合の対応についてであります。

まず初めに、プラネタリウムにおける番組の対応についてであります。

契約の内容によっても多少の違いはございますが、プラネタリウムで放映しております番組の多くは、放映を開始した日から1年間、放映することができ、臨時休館等により放映の機会が少なくなった番組等につきましては季節を入れ替えて放映すると、そういった対応が可能となっております。

また、プラネタリウムを除く郷土博物館の対応といたしましては、例えば当初予定していた企画展示等の催物が臨時休館になった場合には、時期を変更し、または延長するなどして、可能な限り開催できるよう柔軟に対応を行っているところであります。

以上でございます。

○中央図書館長（浴 靖子君） 続きまして、中央図書館における「みずうみ号」に関する展示についてであります。

「みずうみ号」に関する展示につきましては、当初4月16日から5月19日まで行う予定でありましたが、令和3年4月25日から中央図書館が臨時休館になったことに伴い、一時中止させていただいたところであります。その後、6月2日の施設の再開を受けて、中央図書館2階で行われております資料展示につきましては、再開したところでございますが、屋外の車両展示につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、現在も中止の継続をしているところであります。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時22分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 施設の再開や使用制限の解除に関しまして、使用される方々の生命、安全を第一に考

え対応すると、こういう御答弁をいただいております。現在取られている手指消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保以外の対応策としては、どのようなことを考えておられるでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 現在、手指消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保以外の対応策といたしましては、各施設におきまして窓口等へアクリル板を設置することにより、飛沫感染を防ぐ対策のほか、貸出時間の合間に換気や共用部分の消毒などを実施しているところであります。また施設によって対応が異なる場合もございますけれども、体調不良が疑われる場合につきましては、施設の使用をお控えいただくとともに、使用者に対しましては手指消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保のほかに、使用中の定期的な換気、使用後における消毒作業について御協力をお願いしているところであります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 新型コロナウイルス感染症が広まる前というのは、ふだんからマスクを着用する人はほんの一握りであり、アルコール消毒を頻繁にする人もいなかったわけですが、そういった状況に戻って施設が利用できるようになるためには、どのような段階を踏み、どのような状況が確立されなければならないとお考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 新型コロナウイルス感染症の感染対策につきましては、公共施設の使用に限った話ではありませんけれども、まずは人から人への感染を遮断することが必要不可欠であると考えております。

また新型コロナウイルス感染症が完全に終息するには、いまだ一定の時間がかかるものと認識しているところでありますけれども、まずは新型コロナウイルス感染症にしっかりと向き合いながら、感染防止への取組を緩めることなく継続し、市民の皆様が安全に、そして安心して使っていただける公共施設にすることが一番重要であると、そのように考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） コロナ禍における公共施設の使用に対する影響について、いろいろと様々、伺わせていただきましたが、今後の展望について、これは正確に予測することは非常に難しいということは十分承知しておりますが、明るい未来を願う市のビジョンとして、御所見を伺わせていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 明るい未来を願う市のビジョンということでもありますけれども、さきの答弁でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として予断を許さない状況にあるものと認識しているところであります。

市内公共施設につきましては、これまでも幾度となく、臨時休館や夜間の時間帯の使用について制限を行ってきた経過がありまして、議員の言われるとおり、今後の展望については、正確に予測することが難しい状況であります。

しかしながら、どのような状況下にあっても、市民の生命と安全を第一に考え、対応するといったスタンスは揺るぎないものでありまして、1日も早くマスクが外せる日が到来し、新型コロナウイルスの終息とともに、市民の皆様が安心して公共施設を使用していただき、様々な活動を行っていただけるよう、引き続き適切な施設運営に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

コロナの影響で緊急事態宣言が発令され、それによって市民生活に様々な制約を余儀なくされて、約1年3か月が経過していると認識しております。ワクチン接種が高齢者を対象に開始されたとはいいいましても、まだ

まだ予断を許さない状況であることには違いないという認識をしております。

先ほど社会教育部長から、どのような状況下にあっても、市民の生命、安全を第一に考え、対応するというスタンスは揺るぎないものであるとの御答弁がありました。

コロナがいつ終息するかは確かに不透明な状況ではありますが、いつ状況が好転し、施設が従来どおり使用可能になる環境になっても、直ちに対応できるよう、過去からそのように対処してこられたとは十分に考えておりますが、今後も引き続き適切な施設運営を怠らず、実践をしていただくことを期待して、最初の質問を終わりにいたします。

次に、コロナ禍における高齢者の健康管理についてであります。まずコロナ禍の状況認識としてですね、3密の状況を回避し、新しい生活様式・日常に基づく行動様式の変化が見られるとの御答弁があり、続けて外出の機会や社会参加が減少し、この影響として運動量や認知機能の低下、フレイルのリスクが高まるとの御認識を示されましたが、具体的にどのような悪影響があるとお考えなのでしょうか。もう少し詳細に御説明をお願いいたします。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 令和2年度の厚生労働省による調査、新型コロナウイルス感染症影響下における通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査の中間報告によると、高齢者の心身の状態について、新型コロナウイルス感染症影響下の令和2年度は、新型コロナウイルス感染症影響前の平成31年度と比べ、外出機会は約20%減少し、認知機能の低下や鬱に関する項目の該当者が、約5%増加したなどの傾向が見られたとのことでありました。市は本調査の対象地域ではございませんが、具体的な影響としましては、同様の傾向が見られるのではないかと考えます。

以上になります。

○10番（根岸聡彦君） 基本的なことなのですが、コロナ禍においても、特に高齢者が健康を維持し、健康な生活を続けるために重要となるポイントを、先ほどの御答弁の中にもありましたが、もう少し具体的、かつ詳細に教えていただけますでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 高齢者が健康を維持し、生活を続けるためには、フレイルを予防、改善することが重要なポイントとなると考えます。一般的にフレイルは、心身の機能の衰え、社会参加の減少などが原因で起こると言われております。フレイルの予防、改善には、運動、栄養、外出や対人交流などの社会参加が重要と言われており、コロナ禍におきましても、できることから取り組んでいくことが重要であると考えます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） コロナ禍において、高齢者の活動が制限されている状況ですが、現在発生している問題として、どのような点が挙げられるでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 現在、市で要請いたしました介護予防リーダーや体操普及推進員による介護予防などに資する活動につきましては、緊急事態宣言下ということもあり、実際に活動を行うかどうかについて、介護予防リーダーなどから、その判断に迷うといった話を伺うことがございます。仮に活動が行われる場合におきましても、いわゆる3密の状況を回避するなど、感染防止対策を十分に行う必要があるといった問題がございます。

以上になります。

○10番（根岸聡彦君） 現在、東大和元気ゆうゆう体操は、ほとんどの会場で実施が見送られていると聞いておりますが、市では介護予防リーダーの方々に対して、どのような指導を行っているのでしょうか。また今後

の活動再開に向けて、市はどのように対応していこうとお考えでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 東大和元気ゆうゆう体操を含みます介護予防活動の実施状況であります。緊急事態宣言期間中は活動を控える団体もございますが、一方、参加人数を分けたりするなどして、感染防止を図りながら取組を行っている団体もあると伺っているところでございます。

市といたしましては、自主的な介護予防活動に対しましては、一律に実施や中止を申し上げる立場にはありませんことから、実施を判断される場合には、感染対策を十分に図られるようお話をさせていただいているところでございます。

今後の活動再開に向けましては、市で策定いたしました東大和元気ゆうゆう体操会場の活動再開に向けたガイドラインを、今後の活動の参考として活用いただくよう、介護予防リーダーなどへ周知をしてるところでございます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 高齢者の活動の場を確保する施策について、市長答弁でも触れてはおりますが、場を確保するというを市ではどのようにとらまえて、何をすることというふうに理解をしているのでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 高齢者の活動の場の確保の考え方でございますが、屋内や屋外の活動場所の確保といった物理的な問題と捉えがちであり、それも必要なことではございますが、市といたしましては、そのような場において、介護予防活動を行っていただける人的な資源、介護予防リーダーや体操普及推進員を育成すること、そのことが高齢者の活動の場の確保する施策として必要であると理解しております。

以上になります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

高齢者の活動の場の確保という観点から介護予防活動を行う人材の育成は、高齢者の活動の場を確保するその施策として必要であるとお考えが示されましたが、現在の介護予防リーダーの数、体操普及推進員の数がどうなっていて、その数をどの程度増やしていきたいというふうに考えているのでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 現在の介護予防リーダーの人数は、活動継続として御登録いただいている人数で約100名弱、体操普及推進については約120名でございます。

なお、市としてどの程度の人数を育成していく必要があるかという目標数につきましては、現状設定しているものはありませんが、一定数の方が毎年活動をおやめになられている現状がありますことから、新たな世代の介護予防リーダーなどを育成することにつきましては、引き続き実施していく必要があるものと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 高齢者の活動の場を確保する施策として、介護予防リーダーの育成が大切であるという事は理解できるわけであります。現時点における介護予防リーダーにある問題点、課題というのはどのようなところにあるというふうにお考えでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 介護予防リーダーの取組に関する現状の課題についてであります。市では介護予防リーダーの育成を平成22年度から、体操普及推進員の養成を平成24年度から行っております。養成開始から10年以上経過し、介護予防リーダーの高齢化や、新たに育成された介護予防リーダーとの連携について課題があるものと認識しております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 現在のコロナ禍において、介護予防をはじめとする活動がかなり制限をされておりますが、介護予防をはじめとする高齢者を対象とした様々な活動を行っている方々から、よく寄せられる声としてはどのようなものがあるでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） コロナ禍におきまして、実際に活動されるかどうかの判断に迷われるといった声や、活動に関する市からの助言、アドバイスを求める声が寄せられていることはございます。またコロナ禍での活動には、手指消毒剤をはじめとした感染予防対策が必要なこともあり、ボランティア、無償ではなく、活動に対する何かしらの援助はできないかといった話も寄せられることはございます。

以上になります。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防リーダーをはじめとして、高齢者の活動を支援する方々に、支援する側の立場に立っての課題として、リーダーさんの高齢化というものがあると思いますが、市の御認識はいかがでしょうか。この課題を解決するための施策として、今後どのようなことに取り組む必要があるとお考えでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 介護予防リーダーの高齢化もそうですが、それぞれ活動の場に参加される市民の皆様につきましても、あわせて高齢化が進んでおり、それら活動の場を含めた継続についても、今後の課題として認識しておるところでございます。

75歳未満の前期高齢者に対する支援や、東京都がフィフティ・アップ世代と呼ぶ50歳代の方に対する働きかけを考えていく必要があるのではないかと考えております。こうすることで、介護予防リーダー等の世代交代や若返りに資するものと考えてございます。

以上になります。

○10番（根岸聡彦君） コロナ禍における高齢者の活動の場の確保ということで、幾つか伺わせていただきました。

今後、ワクチン接種が進むことで、感染の広がりも抑えられていくことが期待されていると思います。しかしながら現時点において、はっきりとした展望が見えない中、高齢者の健康管理について、高齢者の方々が生き生きと活動できる環境を整えていくために、新型コロナウイルス感染症が始まったときから現在に至るまで、そしてその感染症が終息の兆しを見せるまで、健幸都市宣言にあるような社会を構築していくために、市はどのような施策を講じ、活動に参加する方、主催する方、双方が幸福を感じることができるよう何をしていこうとお考えでしょうか。最後に、御所見を伺いたいと思います。

○福祉部長（川口荘一君） これまでの取組と、今後の考えということでございますけれども、市はこれまでコロナ禍におけます高齢者の方が活動する場の支援といたしまして、感染予防対策としての手指消毒剤の配布、また活動再開に向けたガイドラインの策定等を進めてまいりました。

さらに感染の拡大に伴い、活動そのものが困難なときの支援といたしましては、元気ゆうゆう体操、栄養バランスを考えた調理の動画配信などによる自宅で行える健康活動のための情報提供、また自宅活動に対する元気ゆうゆうポイントの付与を行ってまいりました。今後、新型コロナウイルス感染症が終息を迎えるまでの間は、引き続き活動の場に対する支援、そして自宅におけます活動に対する支援、この2つを両輪として取り組んでまいりたいと考えてございます。

また将来的には、新型コロナウイルス感染症が終息した場合ですね、自宅で過ごされる時間が長くなりました方々に対しましては、自宅外での活動参加、またそうしたことを後押しする支援を改めて行っていき、高齢者の方々が元気で生き生きと、豊かな人生を送ることができるまちづくりを進めてまいりたいと考えてござい

ます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が長期化している中で、高齢者の健康を心配する質問も何人かの議員から出されておりましたが、今回は高齢者の活動、特に様々な活動に参加する方というよりも、どちらかというと介護予防リーダーのように、事業を実施する側の立場に立った質問を中心にさせていただきました。

市が高齢者の健康管理のために、各種情報提供をはじめ、様々な施策を講じていることが確認でき、尾崎市長が掲げるシニアが活躍できるまちづくりが、コロナ禍においてもしっかりと進められていることが理解できたと考えております。

一方で、リーダーの方々とお話をすると、やはり先ほどの寄せられた声の中にもありましたけれども、自分たちの立場がボランティアであり、市からいろいろな要請や対応を求められるが、その活動に対して見返りがないという話を聞くのも事実であります。確かに多くのリーダーさんから、そういった話も伺っております。

以前、一般質問でこのことを伺った際に、市の介護予防という事業に対して、高い理念に基づいた誇りを胸に活動をお願いしたいといった答弁があったと記憶をしておりますが、リーダーの世代交代がスムーズに進んでいない状況を見ると、そろそろ有償化というものも検討すべき時期に来ているのではないかと思います。

ぜひ、そういった有償化の御検討をお願いしたいところであります。コロナ禍において、リーダーさん方が置かれている状況を鑑み、様々な可能性を検討して、今後の施策につなげていただきますよう要望し、私の今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和3年第2回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、河川に関する施策についてであります。

昨年、第三次基本構想が策定され、目指す将来の都市像、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」となりました。6月1日号の市報での市長コラムには、「この都市像では、「水」や「緑」などの豊かな自然に囲まれた良好な環境の中で、市民の皆様がいきいきと活動する姿を「笑顔」と表しています。」とあります。このコロナ禍で、帰省を余儀なくされている生活ではありますが、整備された空堀川では、カワセミやカルガモの親子をウオッチングしている市民や、川の中で遊んでいる親子、談笑しながら散歩をする市民など、多くの笑顔があふれています。

国土交通省では、令和3年度もかわまちづくり計画として、河川空間を活用した地域の潤いの場の創出を支援しています。地域が持つ資源や地域の創意に富んだ知恵を生かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組となっています。令和2年度末時点で、238地区のかわまちづくり計画が登録されています。多摩地域では、日野市がいち早く取組を進めて

おります。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、コロナ禍において、空堀川周辺を散歩や散策等で楽しまれている方が増えていますが、次の対策について伺います。

ア、雑草等の刈り取りや犬の糞の後始末に関する市の考えについて。

イ、休憩場所や高木こどもひろば閉鎖後のトイレ利用について。

ウ、水辺の拠点として、空き家等を活用した川の駅構想のメリット・デメリットについてお伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、自転車のマナーアップについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、密を避けた移動や外出自粛による運動不足の解消などを目的とした自転車の利用が増えています。通勤や通学に加え、飲食、宅配代行サービスなどでの利用が増え、特に都市部でシェアサイクルの需要や自転車の販売、メンテナンス依頼の増加を伝える報道が目立つように感じます。自転車は手軽で安価な上に、健康増進や交通渋滞の緩和、環境負荷の低減など利点が多くあります。公明党のリードで、2016年12月に自転車活用推進法が成立するなど国も利用を後押ししています。コロナの教訓から、感染症対策の目的も加わり、さらに利用が増えることは間違いないと思います。そこで懸念されるのは、自転車利用中の事故が増えることであり、交通マナーを守らず、危険な走行をする利用者が目立つことであります。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、東大和警察署や東大和・武蔵村山交通安全協会など関係機関と連携した、違反者の取り締まりや街頭指導等の強化について。

②といたしまして、自転車安全利用五則など自転車の正しい通行方法や交通マナーに関する広報啓発活動の推進について。

③といたしまして、仙台市泉区では、毎月15日を自転車交通安全の日として（15日が土日・休日の場合は翌月曜日）、泉警察署、泉区交通安全協会、交通指導隊、その月の実施対象高校と協働で主に通学途中の高校生、自転車通勤者を対象とした自転車マナーアップキャンペーンを行っていますが、同様の事業を実施することができないか、お伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、脊柱側弯症検診についてであります。今回は小・中学校での脊柱側弯症検診について伺わせていただきます。

脊柱側弯症は、自覚症状を訴えることがない上、衣服を着た状態では、外見上発見しづらいため、従来は入浴時に母親など家族が背中の変形に気づくことが多くありましたが、最近是一緒に入浴する機会が少なくなっているため発見する機会が少なく、学校健診に委ねられることが多くなっています。

脊柱側弯症は、小学校高学年から中学校時代に発症し、13から14歳女児の有病率は2.5%と報告されております。

側弯症による脊柱の変形は、腰痛、背部痛及び呼吸機能障害などを来すことがあるため、早期に発見し、進行を抑えることが重要であるとされています。しかし学校医に限られた時間の中で、多人数の検査をすることは難しいのが現状であると思います。保護者からは、毎年、再検査に該当するが異常なしと診断される。よかったというよりも、再検査のストレスのほうが大きい、検査の精度を上げてほしいとの要望をいただいております。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、脊柱側弯症は100人に3人から8人程度の発症率であります、現在の市内の実態状況について。

②といたしまして、脊柱側弯症に関する検査はどのような内容で行われているのか。

③といたしまして、脊柱側弯症は早期に発見することが重要ですが、小・中学校や家庭でどのような対策を取られているのか。

④といたしまして、東村山市、小平市など近隣他市でも導入されている、身体に影響がなく精度の高いモアレ検査が必要だと考えますが、これまでの市の検討状況について伺います。

最後に、4点目といたしまして東大和の方言についてであります。

東大和の方言につきましては、平成30年第2回定例会での一般質問でも取り上げさせていただきましたが、このたび「やまとの方言」という本が、市民個人より発刊されました。方言の保存をと考えておりましたので、とてもうれしく思います。

ここで、本の前書きを紹介させていただきます。

「大正八年に高木村ほか五か村組合から、「大きく和する村」で大和村（現：東大和市）が人口五千人で誕生しました。その頃は、農村地帯で、村内から他の地域へ出かけることもあまりなく、他の地域との交流が多くない状況でした。

そのような中でも、狭山丘陵を背にした青梅街道～志木街道に面した村山三里（約十二キロ：武蔵村山、東大和、東村山）は、お嫁に行ったり、こちらに来たりしたことによる家族間の交流は多くありました。そのため、大和村で使われていた話し言葉は、この地域特有の方言と同じく、大正から昭和前半にかけて使われておりました。

特徴としては、語尾に「べえ」を付けて「だんべえ＝そうでしょう」、小さな「っ」を単語の間に入れる「かぜっぴき＝風邪ひき」、「い＝え」と発音し「えてえ＝痛い」などであります。

市内に、昭和四十年頃から公営住宅ができ、人口も三万人を超え、さらには、市制施行（四十五年）時は、四万五千人と急速な町の発展に伴って以前から暮らしていた人たちの割合が減り、方言が徐々に使われなくなりました。今では、時々六十歳代以上の方が話される方言を耳にすることはありますが、昔の農村風景やゆったりと時が流れていた頃が偲ばれます。」と書かれています。

各地で方言が見直されています。郷土の言葉を大切に、後世に引継ぎ保存したいと強く思います。

そこで、①といたしまして、「やまとの方言」という本が市民個人により発刊されましたが、小学校での道徳の教材として、先人の思いを学び心に残すと共に、方言をご存知の方が健在なうちに音声として残すことが重要であると考えますが、市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、空堀川周辺の雑草等の刈り込みと犬の糞についてであります、河川区域のうち市が管理を行うことになっている場所を除き、雑草等の刈り込みにつきましては、東京都北多摩北部建設事務所において定期的実施しております。また犬のふんの放置をはじめ、不法投棄など臨時的な対応につきましても、市または市民からの連絡に基づき、東京都北多摩北部建設事務所において対応していただいております。

す。

次に、空堀川周辺の休憩場所やトイレについてであります。現在、空堀川や、その周辺に腰をかけられる場所が数か所、見受けられますことから、場所を増やしていただくよう、東京都北多摩北部建設事務所をお願いをしております。また、トイレの設置につきましては、河川法や建築基準法などの制約がありますことから、河川区域にあつては設置が難しい状況にあります。

次に、水辺を拠点とした空き家等の活用による川の駅についてであります。川沿いにパラソルやテーブルなどが設置でき、川辺で過ごせる時間がつくれるなど、諸条件が整っていることで、人々の触れ合いと憩いの場として、潤いと安らぎの空間が創出されるメリットがあるものと認識しております。また、デメリットにつきましては、空堀川の沿川は人が多く集まれる空間が少なく、河川の周辺も含めた用途地域などの面からも、施設等の設置が可能な区域が限定されることが挙げられます。

次に、東大和警察署等の関係機関と連携した、違反者の取締りや街頭指導等についてであります。東大和警察署では毎月10日を交通安全日、20日を自転車指導取締日と定め、東大和・武蔵村山交通安全協会や、交通指導員の御協力を得ながら、主要な交差点や駅周辺の自転車交通量の多い道路で、違反者の取締りや街頭指導を行っております。また市では東大和警察署に対し、交通安全上、注意を要する箇所や、市民からの要望箇所の取締りを行うよう依頼するほか、立て看板の設置等の対応を行っております。今後も引き続き東大和警察署や、東大和・武蔵村山交通安全協会などの関係機関と連携し、自転車のマナー向上に取り組んでまいります。

次に、自転車の正しい通行方法や交通マナーに関する広報啓発活動についてであります。市では市報や市公式ホームページに、自転車のマナーに関する記事を定期的に掲載するとともに、関係機関の御協力をいただきながら、各種の交通安全教室や交通安全講習会を実施し、自転車等のマナーの向上や交通ルールの遵守について啓発を図っているところであります。また、市内の自転車等駐車場には、利用者の目に留まる位置に、自転車安全利用五則の表示板を設置し、マナー向上の啓発を行っているところであります。

次に、警察署やその他の団体、高校等と協働で自転車マナーアップキャンペーンを実施することについてであります。市では関係機関と連携し、自転車のマナーの向上などの交通安全対策に取り組んでいるところであります。市内の高校との連携につきましては、今後実施の可能性や、その実施方法について、他市の状況等を含め調査研究してまいります。

次に、児童・生徒の脊柱側弯症検診についてであります。市内小・中学校に通う児童・生徒につきましては、定期的に脊柱側弯症検診を実施し、異常が疑われる場合は、専門医による個別検診を実施し、児童・生徒の健康管理に努めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和の方言についてであります。市民により発刊された「やまとの方言」につきましては、東大和市の前身である大和村で使われていた話し言葉がまとめられており、その時代で使われていた方言を知るだけでなく、大和村の誕生等の歴史にも触れることができるものと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和の方言を音声として残すことについてであります。市民により発刊された「やまとの方言」につきましては、資料として方言の音声記録されたCDが附属されており、寄贈を受けた中央図書館などで、地域資料として保存するとともに、希望者に貸出しを行っているところであります。音声による生きた方言を聞くことで、温かみや息遣いを感じ取ることや、当時の生活を思いはせることができるなど、活字だけでは伝わらない効果があるものと認識をしております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、児童・生徒の脊柱側弯症の実態についてであります。令和2年度の定期健康診断を受診した児童・生徒の6,478名のうち、脊柱側弯症の精密検診の第三次検診を受診した児童・生徒は83名、そのうち経過観察が必要とされたものは22名、治療を必要とされた者は2名となっております。

次に、脊柱側弯症に関する検査内容についてであります。定期健康診断で学校医による一次検診を行い、その際、脊柱側弯症が疑われる場合、二次検診として専門医による検診を行います。さらに、精密検診が必要とされた場合には、個別に市内の指定医療機関で精密検診を実施しております。検診の方法につきましては、他市の状況等を確認しながら必要に応じて検討しております。

次に、脊柱側弯症を早期に発見するための学校や家庭での対策についてであります。学校では養護教諭及び学級担任が児童・生徒の姿勢についての指導を行っております。各家庭につきましては、毎年、保健調査票を活用して、背中や腰の痛み等の有無を確認しているところであります。また保健だよりにおいて、脊柱側弯症の見分け方や予防について記載し、注意喚起に努めております。

次に、モアレ検査についてであります。多摩地区でも導入している自治体があると聞いております。東大和市におきましても、早期発見と治療を目的として、脊柱側弯症検診の委託先である公益社団法人東大和市医師会と調整し、学校医や専門医による精密な検診を実施しております。

次に、東大和市の方言についてであります。市民により発行された「やまとの方言」につきましては、郷土を愛する心や郷土の歴史を学ぶ教材として、道徳や社会科、総合的な学習の時間等において活用することが想定されます。各小学校での活用につきましては今後研究をまいります。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 1分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁、ありがとうございました。

では、順次再質問をさせていただきます。

1番の河川に関する施策についてのア、雑草等の刈り取りや犬の糞の後始末についてでございますけれども、空堀川の管理用通路における雑草の刈り込み、犬のふんの放置、不法投棄につきましては、東京都北多摩北部建設事務所において適切に対応されているとの御答弁がありました。

先日、確認に行きましたら、少し前までは、このイエローチョーク作戦で、黄色い丸で囲まれたふんがしばらく残っていたので気になっていましたが、黄色い丸も消え、きれいに片づいていましたので、対応してくれたのだというふうにも実感をしているところでございます。

また一方で、市民の方からは、空堀川の河道内の一部、特にこの狭山と清水地域に樹木があるため、洪水時などに不安を感じるなどの御意見が寄せられております。東京都の管轄ではありますが、河道内における植樹についてどのように対応しているのか、お分かりになりましたら教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 空堀川の河道内の樹木につきましては、東京都北多摩北部建設事務所におきまし

て、平成30年8月に点検を行ってございます。治水上、特に支障となっている河道内の樹木につきまして、根回りが洗掘され、流木化する危険性が高い樹木、護岸際から自生し、護岸に悪影響を及ぼしている樹木、管理用通路や橋梁部に枝が張り出している樹木、これらを対象としまして、平成30年度と平成31年度に、これらの基準に当てはまる樹木を伐採してございます。こうしたことからですね、今後も河道内の樹木の判定基準に基づきまして、支障となっている樹木を計画的に伐採していくものと認識してございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

結構大きく育っていて、景観的にはよくなってるように感じますけども、近くにお住まいの方は心配だというふうに思いますので、早めの対応を要望させていただきます。

次に、イ、休憩場所や高木こどもひろば閉鎖後のトイレ利用につきましては、市長の御答弁で、腰をかけられる場所を増やすよう要望して下さるということでしたので、こちらはよろしくお願いをしたいと思います。

次に、ウ、水辺の拠点として、空き家等を活用した川の駅構想についてでございますけども、トイレの設置は難しいとの、先ほどの御答弁でございました。そこで、この空堀川の高木橋付近の空き家等を活用することなどにより、水辺の拠点を整備することで、魅力あるまちづくりにつながるというふうに考えますけども、市の見解をお伺いいたします。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 空堀川における水辺の拠点の整備につきましては、市民が緑と水に触れ合える機会の創出につながり、魅力あるまちづくりに資するものと考えられます。周囲の住環境や関係法令への適合状況を踏まえつつ、水辺の拠点の整備が可能な区域等について、中長期的な視点で調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きをお願いいたします。

市では、多摩湖、空堀川、清水大橋、やまもも通りを廻る桜の回廊を造ることを目指しておりますが、それに先駆けて、新たな市の魅力創出として、水辺の拠点の整備を前向きに検討していただくよう要望し、次の項目に移らせていただきます。

次に、2、自転車のマナーアップについてでございます。

①違反者の取り締まりや街頭指導の強化についてと、②の交通マナーに関する広報啓発活動の推進等にまたがりまますけども、最近、この自転車利用者のマナーがよくないと市の声をよくいただきます。急な飛び出しや車道の斜め横断、スピードを出して歩道を走行する、左側通行を守らないなど、交通ルールを守らず、危険な走行をする方が多いと私も感じております。そのようなことを考えますと、この自転車による事故も多いのではないかとこのように思います。

そこで、まずここ最近の自転車事故の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 警視庁の統計で申し上げます。ここ3年間ですね、平成30年、それから31年と令和元年、こちらは平成31年と表現させていただきます。それから、令和2年の3年間の状況について答弁させていただきます。

都内の全域で見ますと、ここ3年間の自転車事故件数は減少傾向にございます。しかしながら、全体の事故件数に対する自転車に関与する事故の割合について見てみますと、平成30年は36.1%、平成31年は39.0%、令和2年は40.6%というふうですね、自転車事故の割合は増加傾向にございます。

一方、市内について同様の状況を見てみますと、平成30年は38.2%、平成31年は33.3%、令和2年は46.3%と、平成31年は前年と比較して4.9%の減少をしておりますが、令和2年につきましては前年から13.0%増加しているとともに、都内の割合より5.7%多い結果となっております。

令和2年の市内の自転車事故の年齢別による内訳を見ますと、小学生、中学生、高校生、それから20歳代から75歳以上までの全ての年代で増加してございまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による緊急事態宣言によりまして、在宅や変則勤務など日常の行動が変わったことも、大きな要因の一つではないかと推測してございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今の御答弁から、この令和2年になりまして、この自転車による事故が増加したことが分かりました。新型コロナウイルス感染拡大防止による、緊急事態宣言の影響も多分にあったのではないかとこのように私も思います。学校では自転車の講習会や、スクエアード・ストレイト方式による、交通安全教室などが中止となり、児童・生徒への交通安全指導ができなかったこともあるのかというふうに思います。

また大人の方については、この在宅勤務などによる生活の変化や、行動を制限されることにより、外出時に急いでしまうなどの要因が考えられるかというふうに思います。

市の担当課だけではなかなかこの対策も難しいかというふうに思いますが、警察署による取締りや、街頭指導をさらに増やしたり、何らかの強化が必要だというふうに考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市におきましては、交通安全講習会の実施や、市報、また市の公式ホームページ等で、マナーの向上の啓発を行っているほか、市長の答弁でもございましたように、立て看板による注意喚起や路面への表示など、ハード面の対策を行ってございます。警察官による取締りにつきましては、駅に向かう自転車が多いことから、そのような箇所での取締りを、市から警察署にお願いして実施していただくことがございますので、街頭指導も含めて、警察署の主導で行っております交通安全日や、取締り日以外の日も実施し、強化していただくよう、お願いしていきたくと考えてございます。

いずれにしても、市だけでは交通安全対策、また自転車対策を実施することはできませんので、今後も警察署や交通安全協会と連携しまして、引き続き自転車のマナー向上等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

それでは、③の自転車通勤者を対象とした、自転車マナーアップキャンペーンについてでございますが、仙台市泉区では、泉警察署、泉区交通安全協会、交通指導隊、その月の実施対象高校等の協力の下、毎月、場所を変えて、通学途中の高校生や、自転車利用者を対象として、このマナーアップキャンペーンを行っております。市内の高校と連携していくことについては、相手があることでございますので、すぐに実施というのは難しいかというふうに思いますが、先ほどの市長の御答弁では、調査研究していくということでもございました。ぜひ高校生のマナーアップにもつながりますので、検討していただきたいというふうに御要望をいたします。すぐにできないという中で、自転車事故が増加している状況から、自転車のマナー向上は急務というふうに思います。今後、市においてどのようにマナーアップを図っていくのか、お伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 小・中学生等につきましては、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観

点から、そのほとんど学校で交通安全教室が中止になりましたが、今年は予定どおり実施してございます。
小・中学校等においてはですね、自転車マナーの啓発はある程度図られるのではないかと認識してございます。
ここ3年間の事故統計を見ますと、都内、市内ともに20歳代から50歳代の方の事故が多い状況でございまして、
社会人に対するマナー向上の啓発が、なかなか図れていないことが要因であると認識してございます。

警察署に対しましての取締りや街頭指導などの強化をお願いしていくことは、先ほど述べさせていただきましたが、
取締り等だけではなく、自転車の正しい通行方法や、マナーについての広報啓発により、自転車利用者一人一人の意識を変えていくことが重要であると考えてございます。今までのやり方に加え、さらに自転車利用者
に浸透するような対策、特に社会人の方に対しての啓発が図れるような対策を考えていく必要があると
考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

社会人の方に対して、この啓発が図れるような、この対策の一つとして、これは提案なんですけども、自転車
で通勤されている方のほとんどは、西武線や多摩都市モノレール線の駅を利用しているかというふうに思
いますので、この2つの鉄道会社に御協力をいただいて、この駅のホームで、電車が入る前の時間などを利用し
て、自転車事故が増えていることや、この自転車のマナーについて、アナウンスしていただくのも効果がある
のではないかとというふうに思いますので、御検討をいただければというふうに思います。

それでは、次の項目に移ります。

3の小・中学校の脊柱側弯症検診についてでございます。

①の脊柱側弯症の実態についてですけども、ここ数年、この行政報告書を確認いたしますと、増加傾向にあ
るようですけども、改めてその推移についてお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 定期健康診断におきまして、最終的に脊柱側弯症または脊柱異常となった児
童・生徒の推移でございますが、平成29年度につきましては小学生が21名、中学生ゼロ名、合計で21名、平成
30年度につきましては小学生が17名、中学生が18名、合計で35名、平成31年度につきましては小学生が26名、
中学生が19名、合計で45名と増加傾向にございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では②の検査内容についてでございますけども、教育長の御答弁では、検診は段階的に行われており、学校
医による一次検診を行い、脊柱側弯症が疑われる場合に、さらにこの二次検診、三次検診とのことございま
した。一次検診は、この視触診だというふうに思いますが、この二次検診、三次検診の内容についてお伺いを
いたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 二次検診につきましてはですね、会場を別に設けて、前年度、昨年度の
曲がり具合が10度以上の場合の方、それとですね、その年度の一次検診で異常が指摘された方、この方たちを
対象として専門医による視触診を行います。そこでですね、さらに異常が指摘された場合に、三次検診としま
して、市内の専門の指定医療機関に行っていただき、レントゲン等による検査を受けることとなってございま
す。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次の③の小・中学校や家庭での対策についてでございますけども、脊柱側弯症については、この原因がはっきりしていなく、数か月で症状が進んでしまう、この突発性側弯症などもございます。やはりこの早期発見が重要であるというふうに考えますが、そこで学校での検診だけではなく、いつでもこの確認ができる家庭での対応も重要であるというふうに思いますが、そのあたりのお知らせや、この意識啓発はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校におきましてはですね、児童へは内科健診の事前指導といたしまして、チェックするポイントを入れた図などを使用して指導したりですね、保護者の方に対しましては、保健日より等にですね、脊柱側弯症を見つけるチェックポイント等の掲載を行っている学校がございます。引き続き各学校等と意見交換をしながら、充実を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 家庭での意識啓発は非常に大事でございますので、よろしくお願いをいたします。

そこで、④の精度の高いモアレ検査の導入についてでございますけども、私は小学校5年生と中学校1年か2年生のどちらかの、この2回はモアレ検査が必要であるというふうに思っておりますけども、教育長の御答弁を伺いますと、モアレ検査を導入するには、なかなかこの調整するのは難しいのかなというふうに思いました。

そこで、他の自治体では、検診前に保護者の方が事前に、児童・生徒の脊柱側弯症のチェックをする、この問診票を記入して持参するというようなところもあるようでございますが、東大和市ではそのような、この問診票を現在使用されてるのかどうかお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 今議員のほうからお話がございました、事前に保護者の方への問診等を行うことにつきまして、現在、東大和市では実施してございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 脊柱側弯症は、増加傾向にあるということでございます。その中で、モアレ検査の導入は厳しいという状況を踏まえて、検診の精度を上げることを考えますと、家庭で脊柱側弯症のチェックをして、持参する問診票の導入というのを要望をさせていただきます。この問診票は、容易に導入できる一次検診の一つでございます。問診票を配付して回答してもらう方法は、保護者や養護教諭の理解が得られれば実施可能で、それほど手間や費用はかからないかというふうに思います。学校医が視触診する検診と併用すればですね、あらかじめ注意深く診察しなければならない、この児童・生徒を抽出でき、学校医は保護者との二重確認の下、側弯症の有無を判断することができるというふうに思います。問診票の活用は、注意深く診察しなければならない児童・生徒の抽出に有効であるばかりではなくて、保護者に対する側弯症の啓発及び学校健診に対する関心の向上にもつながりますので、まさに一石二鳥であるかというふうに思います。ぜひ前向きに検討していただくことを望みます。

この項は、以上で終了いたします。

最後に、4番目ですね、東大和の方言についてでございますが、市民により発刊された「やまとの方言」につきましては、資料として方言の音声記録されたCDが附属されているということで、さすがだなと、本当にすばらしいと感動しております。「やまとの方言」を活用した授業を各学校で行うことは、ハードルが高いというふうに思いますが、道徳授業地区公開講座において実施することは可能ではないかというふうに考えますが、その点についていかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 道徳授業地区公開講座は、各学校において年に1回、保護者や地域の方に道徳の授業を公開し、意見交換を通して、学校、家庭、地域社会が一体となった道徳教育を推進するものがあります。実施につきましては、「やまとの方言」を活用した授業を公開したり、書籍を発刊された方をお招きして、意見交換会を実施したりすることもできるものと認識しております。

以上です。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。ぜひ期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、先ほども述べましたけども、この「やまとの方言」については、方言の音声が記録されたCDが附属されており、中央図書館などでは、希望者に対して貸出しも行っているとのこと御答弁をいただきました。

今回、この一般質問で取上げさせていただきました「やまとの方言」につきましては、市民の方の御尽力により発刊されたものであり、市においても積極的に活用を図っていただきたいというふうに思いますが、この活用に当たり、何かお考えがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○**社会教育課長（高田匡章君）** 市民により発刊されました、「やまとの方言」の具体的な活用方法ということでございますが、市では中央図書館等で貸出しを行うほか、寄贈を受けた郷土博物館においても、地域資料として保存等を行っているところであります。現時点では、方言そのものを題材とした企画展示など、イベントの実施の予定はございませんが、令和2年7月中旬から9月上旬にかけて、郷土博物館で実施いたしました企画展示「フンチュウ・カブトムシ」では、会場内においてですね、冊子、「やまとの方言」に収められている方言の中から、関連する記述についての掲示を行い、東大和の方言を紹介させていただいた経過がございます。今後も機会を積極的に捉えですね、活用を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

郷土博物館などでは、この企画展示等の催物に合わせて、東大和の方言について紹介を行っていただいたということでございました。特にこの若い方にとって、方言はなじみがなく、また方言に慣れる機会というのは、年々減少していく傾向にあるものと感じております。ぜひとも創意工夫を凝らして、方言に触れる機会、親しむことができるような環境づくりが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

このようなこともございまして、私ども公明党の会派で話をしたのですけれども、例えば東大和市の公式動画チャンネルにおいて、東大和の方言を紹介していただくといったようなことで、いつでも、誰でも、どこでも、この方言に親しみやすい環境づくりという点では、有益だというふうに考えますけれども、その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○**社会教育課長（高田匡章君）** 東大和市公式動画チャンネルにおいて、東大和の方言を紹介するという取組でございますけれども、今回、市民により発刊されました冊子、「やまとの方言」に附属されたCDにつきましては、活字だけでは伝わらない、そういった効果に加えまして、本の記述と併せ読むことで、CDと併せて聞くことで、探求的な学びであったり、理解促進に期待が持てるものというふうに考えているところであります。

現時点では、東大和市公式動画チャンネルへの掲載など、動画で配信するといったような、具体的な取組の予定はございませんけれども、他自治体の取組状況など、情報収集も行いながら、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。ぜひぜひ、前向きに研究をしていただきたいというふうに思

います。

私のこれイメージですけれども、多摩湖や旧日立航空機株式会社変電所などの東大和市の名勝や、御年配の方々の笑顔などが、このバックで流れているところに、この文字と、この音声が流れてくるような画像が思い浮かび上がります。考えているだけでわくわくしてくるわけでございますけれども、素晴らしいこの動画チャンネルができることを期待して、今回の私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） 8番、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1といたしまして、新型コロナウイルス感染症についてです。

①としまして、東大和市の現状と今後の対応について。

アといたしまして、「新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための方針」について。

aといたしまして、新しい生活様式・日常の定着。

bといたしまして、外出自粛などの要請。

cといたしまして、市主催のイベント、公共施設の貸出、事業の実施などについて。

dといたしまして、市立小・中学校及び社会福祉施設の対応。

eといたしまして、職員の勤務体制。

fといたしまして、ワクチン接種の着実な推進であります。

再質問におきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、「新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための方針」における新しい生活様式・日常の定着についてであります。新型コロナウイルス感染症対策におきましては、一人一人の基本的感染対策が重要となりますことから、市では市民の皆様へ、手洗い、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを呼びかけし、協力を強くお願いしているところであります。現在も新型コロナウイルスは、流行の中で変異を繰り返し、依然として厳しい感染状況となっております。今後におきましても、新型コロナウイルスが収束に向かうまでの間は、市民の皆様へ新しい生活様式・日常の定着の実行を呼びかけするなど、感染症対策を継続する必要があると考えております。

次に、外出自粛などの要請についてであります。市では新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の発出期間中等において、市民の皆様へ不要不急の外出自粛をお願いしております。新型コロナウイルスが収束に向かうまでの間は、外出の自粛に伴いまして、地域における活動の機会の減少などが考えられます。市としましては、生活や健康の維持のための外出は認められることの周知を、今後も図ってまいりたいと考えております。

次に、市主催のイベント、公共施設の貸出、事業の実施などについてであります。市では新型コロナウイ

ルス感染症の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置等に基づき、イベントの開催の可否や公共施設の貸出し等についての方針を決定しているところであります。これらイベントの開催の可否や公共施設の貸出し等につきましては、規模や対象者がそれぞれ異なりますことから、個別具体的に判断することとなりますが、その決定に当たりましては、市民等の方々の生命・安全を第一に考え、対応してまいりたいと考えております。なお、臨時休館または時間短縮など、公共施設の使用制限につきましては、市民の皆様等に及ぼす影響も大きいことから、感染防止対策を徹底した上で、必要最小限となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市立小・中学校の対応についてであります。教育委員会より通知されている東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）を踏まえた教育活動を行っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、社会福祉施設の対応についてであります。高齢者施設などの市内の社会福祉施設におきましては、現在、消毒や換気などを徹底し運営を継続しております。市としましては、新型コロナウイルスが収束に向かうまでの間は、感染防止対策の徹底を各施設に継続するようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、職員の勤務体制についてであります。緊急事態宣言の期間におきましては、公共交通機関を利用する場合の時差出勤や、出勤者数を抑制するために、代休及び有給休暇の積極的な利用や、土曜日の振替勤務を推奨するなど、感染防止対策を徹底しながら市役所の業務を継続しております。

次に、ワクチン接種の着実な推進についてであります。市では65歳以上の市民の皆様を対象として、令和3年4月20日に接種券を送付し、4月26日から集団接種会場における接種の予約受付を開始しております。旧みのり福祉園を会場とする集団接種につきましては5月8日から、市内医療機関による個別接種につきましては5月25日から接種を開始しております。市では東大和市医師会等の関係機関の御協力をいただきながら、集団接種と個別接種を推進し、現在接種を希望する方の接種を早期に完了できるよう取り組んでいるところであります。また国の大規模接種センター等における集団接種が、市のワクチン接種を後押しするものと考えております。今後におきましては、ワクチンの供給状況等を踏まえ、接種スケジュールを明確にすることにより、円滑なワクチン接種の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 市立小・中学校の対応についてであります。教育委員会におきましては、国や東京都立学校における感染防止対策等を踏まえ、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインを作成しております。感染症予防の徹底、教育活動実施の対策、感染者が発生した場合の対応についてなど、感染症リスクを低くするための学校運営上の取るべき指針を示しております。なお緊急事態宣言中においては、児童・生徒が学年を超えて、一堂に集まって行う行事は実施しないこと、不特定多数の人が集まる場所に出かける校外学習は実施しないこと、宿泊を伴う行事については、集団で移動することに伴う感染リスク等を踏まえ、1学期までは中止または延期とすることなどを、別途通知により示しております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 4分 休憩

午後 2時 8分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、再質問に移らせていただきます。

このコロナの関係につきましてはですね、他の議員もたくさんやっておりますので、なるべく重複しないようにしたいというふうに思っております。時間の都合もございますので、とっとと進めさせていただきます。

それでは、最初に新しい生活様式・日常の定着は、個人の考え方により受け止め方が異なることがあるというふうに思われますけれども、市はどのようにそれを定着させていくのかを伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） マスク、手洗い、3密の回避は、新型コロナウイルス感染症予防に効果があることが分かっておりますことから、引き続き市民の皆様へ、その効果を説明し、御協力を呼びかけすることを継続していくことが必要であると考えております。新型コロナウイルスは、発症前からほかの人を感染させてしまうこと、初期症状は風邪やインフルエンザと見分けがつかないことがあります。飛沫感染、接触感染が感染経路と考えられており、換気の悪い場所で会話をしたり、歌ったりすることが感染することにつながるなど、新型コロナウイルスについて、市民の皆様へ改めて確認していただくための情報提供を、基本的感染対策の呼びかけに合わせて行ってまいります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、外出自粛などの要請というところであります。

外出の自粛により、地域活動そのものが減少しています。生活や健康の維持のための外出は、認められるとのことですが、コロナ禍における地域活動について市の考え方を伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） コロナ禍においても、市では感染状況により、国や東京都の方針を参考に、事業の実施や催物の開催などを見直しております。市民の皆様には、感染防止対策をしっかり守り、3つの密を避けるなどにより適度に外出し、他者との交流や社会との接点などの地域活動を工夫して続けていただくことが、心身の健康の維持のために重要であると考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 次に、市主催のイベントですね、また公共施設の貸出、事業の実施などについてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染が確認されましたから、各種イベントの中止や、施設の使用制限が相次ぎ、これに長引く自粛生活も重なって、地域における組織や団体からは活動の場が失われ、組織や団体そのものを存続させていくことが、非常に難しくなっているというふうに伺っているところであります。今後もこうした状況が長く続きますと、地域の皆様方が元気に活動する機会が失われてしまい、健康や生きがいの喪失など、市民生活における影響が危惧されるところであります。

そのようなこともあり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてはですね、必要な措置であるというふうに私も理解をしながらも、全てを中止にするのではなく、何か手法や内容を変えてですね、また工夫を凝らすなどして可能な範囲で実施していくことはできないものかというふうに、常々考えておるところであります。

そこで、まず初めに新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで市のイベントで中止になった主なものを教えていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） これまで感染症の影響で中止になりました行事等につきましては、市主催のほか実

行委員会形式での実施等も含めると、主なものとしましては、うまかんべえ〜祭、環境市民の集い、産業まつり、福祉祭、ロードレース大会、成人式、防災フェスタ、多摩湖駅伝等が挙げられるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

イベントの中止というのもですね、先ほど私のほうがお話しさせていただいたように、なかなか仕方がないことであるかなというふうに思われるわけでありますけれども、これらのイベントの中止による地域への影響をどういうふうにお考えになっているのかを、お伺いしたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 市の行事等の中止におきまして影響といたしましては、こちらの中止の措置については、市民の皆様の生命、健康を最優先に考えた措置ではございますが、この中止によりまして地域活性化など、各行事等の開催目的、こちらを達成することができなかったものと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 私のほうで、工夫をどうのこうのというふうなことを、ここで言うあれはないんですけども、なかなか行政の皆様も、市の皆様も、職員の皆様も、結局いろいろ考えた末のことだというふうには思っているんですけども、市民の皆さんは生命、それから健康を優先に考えた必要な措置ということは十分理解をしております。

ただ、その一方で、市のイベント等を楽しみにしていた多くの方々が、非常に残念な思いをしたのも事実ではあります。これはですね、市だけの話ではなく、全国的にも多くのイベントが中止になっております。いろんなお祭り系統ですかね、そういうこともかなり多いようであります。私なんかも建国記念祭ということが明治神宮のほうでございまして、そちらのパレードなんかですね、7,400名のパレードに、私が所属してる豊鹿嶋の神社、おみこしが参加をしたりしてるんですけども、そういうイベントもですね、やっぱり中止ということではありました。

また地元の多分もういろんなところでお話が出てると思いますが、地元のお祭り関係のですね、神社庁のそういうお話もございまして、今回はなかなかそういうイベント、神事はしてもイベントのようなことはできないというふうなことがあるというふう聞いております。

さてですね、こうした状況ではありますけれども、市のイベントにおいてはですね、必要な感染症対策を図りながら、何とか開催方法等を工夫し、実施できないかなというふうに考えております。これまで市が工夫して実施した取組等があればですね、その内容を教えていただきたいというふうに思います。

○企画課長（荒井亮二君） 各行事につきましては、規模や対象者がそれぞれ異なりますことから、感染症の感染拡大の状況等を踏まえまして、個別具体的に判断してまいりましたが、そのような中でもですね、令和2年度におきましては、感染症への対策を講じながら、実施することができた行事が幾つかございます。

例えば市のホームページ上で、動画を放映する形で開催いたしました平和市民のつどいや、また実施内容や参加者数を縮小させながら開催した東大和市市制50周年記念式典、また式典自体中止になりましたけれども、市のホームページ上に動画メッセージを掲載いたしました成人式などがございます。

また令和3年度に入りましては、環境市民の集いについて、インターネット上で専用のホームページを設けて、各団体の活動内容ですとか、環境についての取組などを掲載する形で開催しております。また、ひがしやまとスイーツウォーキング、こちらにつきましては、実施期間と対象店舗数を増やすことなどによりまして、参加者の皆様が1か所に集中することを避けるような形、こういった対策を取りながら開催してるところ

でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。いろいろ市でも工夫をされてるということはよく分かりました。既に内容等を工夫して、実施している取組があるということはよく分かりました。

それでは、今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 今後の行事等の開催につきましてでございますが、繰り返しになりますが、おのこの規模ですとか対象者、それぞれ異なりますことから、感染症の感染拡大の状況や、また国や東京都の方針等を踏まえまして、個別具体的に判断することとなっております。その決定に当たりましては、引き続き市民の皆様の生命、安全を第一に考えてまいりたいと考えてございます。また、その上で開催方法の工夫につきましても、検討をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） これまでの答弁において、イベントの開催の可否についてはですね、個別具体的に判断されている旨の答弁をいただいたところではございますけれども、一方で公共施設の貸出しにつきましては、一部の施設利用者からは、実際、東大和市 Rond桜が丘フィールドは開場しているのに、どうして小・中学校の施設開放については、使用中止になっているのかといったような御意見等も伺っております。このあたりの対応の違いについて、その理由と市の考えをお聞かせさせてください。

○社会教育課長（高田匡章君） 現在、東大和市 Rond桜が丘フィールドをはじめとする屋外の公の施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を引き続きですね、確実に講じていただくことを条件として、利用を再開させていただいてるところでございます。

一方、小・中学校の施設開放につきましては、主にこれから申し上げる次の2点の理由によりまして、使用を中止させていただいているところであります。

まず1点目でございますが、現在、各学校においてですね、原則、部活動を中止していることと、社会教育関係団体の活動の下で児童・生徒が使用するといったことについて、整合性が図れないといったことが挙げられます。

また2点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染者が、社会教育関係団体の中で確認された場合はですね、学校の閉鎖や、それから休校の措置など、児童・生徒はもとより、保護者に与える影響は計り知れず、その影響が広範囲に及んでしまうことであります。

以上が学校施設の使用を中止している主な理由でございますが、使用を中止する際の施設の種別、それからその範囲につきましては、今後も国の緊急事態宣言の基本的対処方針や、東京都の緊急事態措置等の内容を踏まえながら、慎重に判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

ただいまの答弁においてですね、現在、各学校では原則部活動は中止しているとのことでありましたが、日中、市内の学校を見渡しますとですね、午後の時間帯に部活動を行っている光景を目にすることもあります。学校側のこの辺の対応はどのようになっているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事（小野隆一君） 部活動につきましては、緊急事態宣言期間中においては原則中止としておりますが、必要最低限の活動日数、時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底した上で、大会等への出場は

可能とし、大会等、参加に伴う練習等も認めております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） よく分かりました。ありがとうございました。

それぞれのイベントや、施設ごとに慎重に判断され、対応を決められていることがよく分かりました。

続いて、市立小・中学校及び社会福祉施設の対応についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響の中、学校行事の実施に向けてどのような工夫を行っているのか、具体的な例についてお伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事（小野隆一君） 運動会につきましては、緊急事態宣言期間中においては、学年を超えて一堂に集まって行う活動は実施しないこととし、保護者を対象とする教育活動等への参観は控えさせていただいておりますが、ミニ運動会やスポーツフェスティバルとして、午前中までの開催としたり、学年ごとに分散して活動したりするなど、各学校で内容や方法を工夫した上で中学校全校が実施いたしました。

また移動教室、修学旅行等の宿泊を伴う行事につきましては、1学期までの実施については中止または延期としておりますが、2学期以降の実施に向けて、各学校において日程を調整したり、計画を変更したりするなど準備を進めております。

学校行事につきましては、例年どおりの実施方法ではございませんが、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づく感染症対策を行った上で、各学校において今できる最大限の工夫を考え、実施することとしております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

このような学校行事とかですね、こういうことについては、非常にまた、このコロナの、コロナ禍の中ではですね、非常に児童・生徒にはかなりメンタルなところがいっぱい出てきていると思うんですね、精神上、いろんな問題とかも含めて、いろいろあると思います。こういうこともですね、これはまた次の機会にでもいろいろしてみたいと思っておりますけども、ぜひそういうところも、ケアのところを考えていただきたいというふうに思っております。

それでは、新型コロナウイルス感染症の影響の中で、コミュニティ・スクールの活動も制限されているというふうに思いますが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事（小野隆一君） コミュニティ・スクールにつきましては、現在、小学校6校、中学校2校が指定されております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学校運営協議会を開催する機会が減少するなど、コミュニティ・スクールにおける取組を当初の計画どおりに進めることができない現状がございました。今年度につきましては、委員同士の距離を広く取るなど、感染症対策を講じた上で学校運営協議会を開催しております。また学校運営協働活動として、地域住民や保護者等の参加の下、芝生、花壇整備、図書、学習支援、登下校見守りなどの活動を、感染症対策を講じた上で、各学校の実態に応じて行っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。何かね、コミュニティ・スクールが始まって、まだ間もないように思っております。なかなかですね、このコロナ禍で会議が開けないということもあるようであります。少しずつこれからでもですね、どうにか会議が開けるようになるというふうなふうに思っております。

よろしく願いいたします。

続きまして、市長答弁ではですね、感染防止対策の徹底を各福祉施設に継続することをお願いするとのことでしたが、接触は避けられない中で行う感染防止対策についてお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 高齢者施設などにおいては、利用者の方の体に触れる直接接触が必要となることは承知しております。施設においては、マスクや手袋、ゴーグルなど、従事者の方が身体防護を行うとともに、多数の方が触れるドアノブや手すりなどを、小まめに消毒を徹底することなどにより、接触感染を防止する効果があります。このことから国などが作成しております施設における感染防止対策に係る資料提供など、施設の求めに応じて最新の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、次の次に職員の勤務体制についてであります。

市長答弁ではですね、公共交通機関における時差出勤ですか——の実施や代休、有給休暇の積極的利用、振替勤務についての御答弁をいただきました。新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための方針にはですね、このほかにも職員の勤務体制で実施している項目がありますので、幾つか確認させてください。

初めに、職員でコロナ感染のおそれがある場合の速やかな状況の把握と対応について、お伺いをしたいと思います。

○職員課長（岩本尚史君） 職員にコロナ感染のおそれがある場合、職員本人、それから同居の家族等が、発熱、喉の痛み、せきなどの症状がある場合に、各管理者を通じまして体調の変化の経緯、また勤務状況、それから医療機関の受診の有無ですとか、診断、またPCR検査の予定、結果、また今後の流れ等ですね、それをしっかり聞き取りまして、職員課で情報一括管理をしております。また、その情報は速やかに庁内の関係部署で共有をいたしまして、コロナ感染の状況や傾向を把握し、庁内への注意喚起、それから陽性者や濃厚接触者が、万一、出た場合の対応の準備に役立てております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 情報の一括管理ですね、速やかな情報共有は非常に重要ですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、出勤時の検温、職場での手指消毒などの基本的な感染症対策は、当然行われているというふうに思いますけれども、全庁的な対応として具体的な事例があればお伺いをしたいと思います。

○職員課長（岩本尚史君） こちらにつきましては、年度末から年度当初の5月末までの対応でございましたが、本庁舎の執務室と会議棟の間で分散勤務を実施した事例がございます。これは当初課税業務の繁忙期におきまして、職員数の多い課税課、執務室内の密を避けるため、庁内の各課の協力を得ながら、会議棟の2部屋を課税用の専用室にいたしまして分散勤務を行ったものです。今後も状況や必要に応じまして、関係部署と連携、また調整を図りながら、組織的な対応でも検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 最新の方針の中にですね、換気用二酸化炭素濃度測定器の設置が記載されておりますけれども、設置の経緯等を教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 第1回目の緊急事態宣言後、庁舎内では感染拡大防止の対策の一環としまして、定期的に一斉換気を実施しております。また様々な場面で、保健所からの助言、また御指導いただいておりますが、最近ではより注意が必要な対策は、接触感染よりも飛沫感染だということも言われております。そこで、小まめな換気をさらに促進するに当たりまして、適切な換気のタイミングが見える形で判断できるように、二

酸化炭素濃度測定器を各フロアに設置することといたしました。特に冷房の使用で窓が閉めがちになるこれからの季節でございますが、有効活用ができると、そのように考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

職員の皆様には、引き続き気を緩めることなくですね、継続的な感染拡大防止対策の徹底をお願いしたいと思っております。

このここまでの方針ですね、こちらの内容は特にあれだと思っておりますけれども、この方針についてはですね、国や東京都の方針のような流れの一つではあるのかなというふうに、私も理解をしているところであります。これからがきつとワクチン接種の着実な推進というところがですね、これからがきつと大和のいろんな意味で特色というか、そういうことの皆さんの検討の材料になるのかなというふうには思っております。

最後のワクチン接種の着実な推進に移りたいと思っております。

医療従事者をはじめ、現在65歳以上の方々のワクチン接種が始まりました。次には、今度64歳以下の方々となっております。

その中ではですね、厚生労働省は16歳以上とする公的な予防接種の対象年齢を拡大いたしまして、12歳から15歳も対象とすることを決めたようです。このようになりましたけれども、市の今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 12歳から15歳までの方を対象とするワクチン接種につきましては、国からの詳細な情報はまだ来ておりません。市としましては、適切に接種を実施するため、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

当市はですね、子育て日本一というふうなことを宣言しておりますので、若い方々にもですね、やっぱりこういうものを速やかにできるように、できれば何か、もう既にそういう報道が出てからですね、いろんな批判の声もあるようでございますけれども、できれば学校単位ですとかですね、そんなことでできたらいいのかなと思っております。ぜひ、そんなことも御検討いただければというふうに思います。

このワクチン接種につきましては、なかなか申込みとか受付の部分で、いろんな市民からも、いろんなことを提議、問題提議をされております。その都度、その都度、検討の材料かなというふうに思っておりますので、ぜひそちらのほうも、今後2回目のワクチンのこともそうでしょうし、今後の64歳以下のこともそうですし、ましてや子供のこととかもですね、これからちゃんときちんとよく検討をしていただきたいと思います。

事前準備、危機管理というのはですね、やはり事前から、なるべく早いうちから、いろんな対応について、いろいろ検討するのがもう第一だと思いますので、そんな中ではですね、ここで消防団のワクチン接種が始まりました。6月22日から27日ということで、築地のデポっていうんですか、これ。ですけども、東大和の消防団では49名が一応申し込んであるということなんですけども、これちょっとあまりにも、築地へ行くのは大変なんだろうなど、昼間の仕事も抱えていますんでね、なかなか申込みも大変なんだろうなどというふうに思います。

こういう件につきましては、ぜひ市長さんのほうからでも、多摩地域ですね、この多摩地域の全体でどこか1か所ぐらいできないのかなというふうに、もしできればですね、そういうこともお願いできればというふう

に思っております。

新型コロナウイルス感染症が発生して以来ですね、外出の自粛などがいつまで続くのかといった市民の不安が随分あるようです。今後、ワクチン接種が推進することによってですね、効果について伺いたいと思います。

○福祉部長（川口荘一君） 現在、市におきましては、ワクチン接種の推進に全力で努めているところでございます。このワクチンには、新型コロナウイルスの発症を防ぐ効果が認められており、また人口の一定以上の割合の人が免疫を持ちますと、感染者が出てもほかの人に感染が広がりにくくなる集団免疫の状態になるというふうに言われてございます。

ワクチン接種の推進により、多くの市民の皆様が免疫を持つことで、地域全体の抵抗力が上がり、そして感染拡大を防止する効果により、感染の収束に向けて期待ができるものと考えてございます。そして、このことにより、外出自粛などの行動の制限が、一歩ずつではありますが緩和され、地域での活動、イベントなどの開催が将来的には可能になってくるというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） このワクチン接種によってですね、現在の状況が大きく変わってくるということに期待をしたいというふうに思っております。

ただ、もう現状、自体でもですね、市内の商店や事業主さん、また様々な団体の方々のお話を聞きますと、過去の日本人、日本人の我慢とかですね、辛抱とかという言葉が、最近あんまり聞かれなくなりましたけども、という言葉が出てきております。いつまでするのかあななんていうことなんでしょうね。あの商店の方なんかも特に多いようであります。

いまだに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向が続いておりますけれども、今回の一般質問を通しまして、感染拡大防止に向けた市の取組内容をよく把握することができました。これ方針ということでありまして、環境が変われば、この方針も、その都度、新しく方針を変えていかれるんだというふうには思いますけれども、少子高齢化や人口減少が進展する中ではですね、私は東大和市が将来に向かって活力あるまちであるためには、やはり地域が元気でなければならないというふうに考えております。そのためにですね、まず市民の皆様方の生命、健康を最優先に考え、ワクチンの接種や感染予防対策を着実に進めていただきたいというふうに考えております。

その上で、地域の皆様方が失いかけている明るさや、生きがいを取り戻すことができる取組も必要ではないのかなというふうに思います。市のイベントや公共施設の貸出し等につきましても、必要な感染症対策を取り、内容を工夫して、コロナ禍にありながらも、地域活性化が図られるような取組を実施していただきたいというふうに考えております。

最後に、市長の御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○市長（尾崎保夫君） 新型コロナウイルス感染症の拡大ということ、感染の状況、まだ続いているわけでありませうけども、今回の一般質問の中でも、多くの方の御質問があったわけですが、その中で私どものほうは最も力を入れてるんですね。やっぱり最優先的に、この市民の皆さんの生命と健康を守ること、これが第一であるというふうに考えてございます。

一刻も早くですね、感染症が収束して安心して暮らせる日常が戻るよう、国や東京都と連携を図りながら、ワクチン接種や感染防止対策に全力で取り組んでまいりたいと、そのように思っております。ぜひ皆様方の御尽力、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 改めてですね、市長の考えを確認することができました。

引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中ではありますけれども、市民の皆様の健康と地域が元気を取り戻すことを祈念いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時51分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関田正民君） 休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

現在の一般質問の進行状況ですと、本日中に全ての一般質問について終了することが想定できます。ただし、万一、想定より進行が遅くなったとしても、午後5時30分頃までに全ての一般質問が終了すると見込まれる場合は、あらかじめ午後5時より前に議長発議により会議時間の延長を行うことと決定いたしました。

よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、6月14日から18日及び21日、22日の9日間について休会の議決を採ることとなりましたので、本会議場を退席し、全員協議会室等で一般質問をお聞きの議員につきましては、一般質問が全て終了するまでに本会議場にお戻りいただき、休会の議決を採る際には、全議員が本会議場に着席をしていただくよう、よろしく願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染拡大から市民の命と健康、暮らしを守る取り組みについて。

新型コロナウイルス感染拡大のもと、緊急事態宣言が繰り返されています。多くの市民が命と健康の危険と不安、暮らしの困難に直面しています。

以下、伺います。

①希望する人にワクチン接種を安全・迅速に進めることと合わせて、PCR検査の大規模実施が求められま

す。市の認識と現状、課題について伺います。

②ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症対策を進める体制について伺います。

ア、市職員などのPCR検査やワクチン接種について、伺います。

イ、対策にあたる職員の勤務状況について伺います。

③市内高齢者施設、障害者施設の支援について。

④国、東京都、市などが実施している支援策、とりわけ非正規雇用労働者、フリーランス、中小事業者や低所得者に対する支援について、今後、どのようなことが求められるのか、市の考えを伺います。

2、今年度に休廃止、縮小した事業について。

コロナ危機により市財政が厳しくなるとして、令和3年度予算編成において、市は事業の休廃止・縮小を検討し、実行しています。

以下、伺います。

①令和3年度に休廃止した事業の妥当性について伺う。

②令和3年度に縮小した事業の妥当性について伺う。

3、使用料・手数料の見直しとコロナ危機のもとでも値上げした国民健康保険税と介護保険料について。

①市は使用料・手数料などを3年ごとに見直しとし、令和3年度は見直す年になっています。ところが、市は、コロナ危機を勘案して今年度は見直しをしないとしました。市民の暮らしを考えれば評価できる判断です。それならばなおのこと、国民健康保険税と介護保険料の値上げをなぜ強行したのか、市の見解を伺います。

②令和3年度は使用料・手数料の見直しをしないとしながら、ごみ処理手数料と公民館・校庭など公共施設の有料化については別枠で検討するとしました。その理由と検討状況を伺います。

③国民健康保険税や介護保険料を支払う市民の暮らしの実態について、市の認識を伺います。

④国民健康保険税と介護保険料・介護サービス等利用料の負担軽減策について、市の考えと対応を伺います。

4、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の都有地は都営団地の空地8.3万平米の他に保育園用地として4か所が示されています。市の未利用地としてはみのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地を合わせて約7,700平米、他に市営団地の空地があります。福祉の向上に役立てるべきと考えますが、以下、伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みや検討状況について伺います。

5、狭山保育園とやまとあけぼの学園、児童発達支援センターについて。

①市は、給食センター跡地の利活用にかかわって、狭山保育園の段階的廃園と民設民営の児童発達支援センターの設置の方向を打ち出しました。市有地の活用とは別に、狭山保育園、やまとあけぼの学園、児童発達支援センターについての検討が行われてきたはずですが。検討状況について伺います。

以上です。

再質問については、自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、PCR検査の大規模実施の市の認識と現状、課題についてであります。一定の地域や集団に対して症状の有無にかかわらず、一律にPCR検査を行う大規模実施は、無症状の陽性者を早

期に発見し、無自覚の感染を抑え込む、地域的な感染拡大を防ぐ趣旨で行われるものと認識しております。現状ではPCR検査の大規模実施は都道府県の事業であり、市町村が実施している例はほぼないと認識しておりますが、その理由の一つとして、大規模実施に要する経費が多大な財政負担になることが挙げられます。

次に、市職員のPCR検査の実施についてであります。市職員につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を徹底しておりますことから、全庁的に市職員のPCR検査を実施することは予定しておりません。また市職員のワクチン接種につきましては、国が定める接種の優先順位等に基づき実施してまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種の対策に当たる職員の勤務状況についてであります。令和3年4月1日時点で職を併任することとした職員13名が、現在ワクチン接種事業に従事しております。また緊急を要する作業や大規模な動員が必要な業務が発生した場合におきましては、その都度、全庁的な応援体制により対応することとしております。職を併任することに伴います職員の健康状態等に関しましては、管理者が把握することなどにより、過重な負担の防止に努めております。

次に、市内の高齢者施設及び障害者施設に対する支援についてであります。令和3年度における支援としましては、マスクや使い捨て手袋など、衛生品の無料配付を東京都と共同して行ったところであり。マスクにつきましては、現在は調達しやすい状態となっておりますが、使い捨て手袋につきましては、市場への供給量が十分でなく、調達が難しいことから施設側からは大変喜ばれております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策についてであります。これまで国や東京都からの財源を活用しまして、特別定額給付金、子育て世帯、ひとり親世帯、新生児を対象とした各臨時特別給付金、住居確保給付金などの給付や、キャッシュレス決済による消費活性化事業、中小企業者等応援助成金の支給などを実施してまいりました。また社会福祉協議会では、生活資金を支援する各種貸付事業が実施されております。これらの取組により、市民及び事業者の皆様への負担軽減や、地域における消費喚起が図られたものと考えております。引き続き国や東京都の動向を踏まえ、必要な支援を検討するとともに、市が提供している行政サービスを活用して対応してまいります。

次に、令和3年度に休止等とした事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により財源不足の対応としまして、行政改革推進本部会議で事業の休止等を検討しました。検討に当たりまして、新型コロナウイルス感染症の感染が続く中で実施することに課題のある講座などを含むイベント関係事業、職員を対象とした内部研修などを中心に休止等とする事業を決定したものであります。限られた財源の中で、優先される事業の財源を確保することが重要であり、令和3年度に休止等した事業は妥当であると認識をしております。

次に、国民健康保険税の税率等の改定についてであります。国民健康保険につきましては、制度を安定的、持続可能なものとするため、赤字補填の繰入れを解消して国民健康保険財政を健全化することを国から求められております。市では、国が設けた特例基金によって国民健康保険税の急増抑制が図られている令和5年度までに、赤字補填の繰入れを解消することが、市民の皆様への御負担に最も影響が少なく、国民健康保険財政の健全化が図られるものと考えており、令和3年度におきましても、財政健全化計画に基づき必要となる国民健康保険税率等の改定を行ったものであります。

次に、コロナ禍における介護保険料の改定についてであります。介護保険料につきましては3年ごとに改定される事業計画に基づき、事業計画期間中の給付総額を基準として設定するものであります。令和3年度は、第8期事業計画の初年度として、新たな給付総額を見込んで保険料水準を定めたものであります。なお、介護

給付費等準備基金を積極的に活用し、保険料水準をなるべく引き下げるとともに、低所得者に適用される第1段階及び第2段階につきましては、保険料額を据え置くなど、市民の皆様の負担軽減に配慮した保険料額を設定しております。

次に、使用料・手数料の見直しについてであります。ごみ処理手数料につきましては3市共同資源化事業基本構想に基づき、検討を行うこととしているものであります。その検討状況であります。事業系一般廃棄物処理手数料の改定につきましては、東大和市廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、他市との均衡の乖離を改善するよう答申をいただいたところであります。使用料・手数料等の在り方につきましては、令和2年9月に市の方針を決定し、減価償却費の原価への算入や、施設の設置目的に沿った利用の際の使用料の徴収等について、原則として応分の負担を求めることとしました。ただし、見直しの実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の市民への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討することとしており、この状況に変わりはありません。

次に、国民健康保険加入世帯や介護保険加入者の暮らしの実態に対する市の認識についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市民生活が制限されたことから、収入減少など経済的な影響も一定程度あったものと認識しております。このため、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が基準以上に減少した市民等に対し、国民健康保険税及び介護保険料の減免制度を実施し、その負担軽減を図ったところであります。

次に、国民健康保険税の負担軽減策についてであります。国民健康保険は一定基準以下の所得の世帯に対する7割、5割、2割の均等割の軽減制度があり、多子世帯に対する保険税軽減策も市独自に実施しております。また令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が一定程度減少した世帯等に対する市独自の保険税減免策を予定しており、これらの施策を適切に実施することで、対象となる世帯に配慮してまいりたいと考えております。

次に、介護保険料・介護サービス等利用料の負担軽減策についてであります。介護保険料の減免につきましては、通常の減免措置に加え、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響により、前年の収入が一定割合減少することが見込まれる方を対象に、特例減免の制度を導入したところであります。令和3年度におきましても、同様の減免をすることについて国の通知があったことから特例減免の導入を考えております。サービス利用時の自己負担額の軽減につきましては、生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業により、令和3年度におきましても引き続き、低所得者の負担軽減を図ってまいります。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、取得に向け利用計画を策定することが求められております。検討中であり結論には至っておりません。都有地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について、東京都と協議を進めているところであります。このうち運動広場につきましては、東京都が実施設計を行っているところであります。生活ゾーンにつきましては、令和3年3月に東京都が、東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト事業者募集要項を公表したところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、地区計画の変更に向けて、東京都と協議を進めているところであります。このうち北側との創出用地につきましては、令和3年3月に東京都が、北多摩地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告書を公表したところであります。市有地につきましては、第一学校給

食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、令和2年に既存建物を含めて民間等へ有償貸付を図るとする利活用方針を定めましたが、既存建物は老朽化により、ほかの用途で利用することが困難であることから、令和3年4月、利活用方針を改定し、既存建物を解体することといたしました。解体後の跡地の利活用につきましては、利活用方法（案）として具体的に取りまとめたところであります。第一学校給食センター跡地につきましては、民有地を有償で借り上げて設置している奈良橋ゲートボール場とこども広場の移設先として、今後、調査・検討を行うこととしております。第二学校給食センター跡地につきましては、市立やまとあけぼの学園の老朽化対策として、民設民営方式による児童発達支援センター及び認可保育所等の子育て支援に資する施設を整備するもので、今後、パブリックコメント等を実施した後、運営事業者を公募する予定であります。

次に、やまとあけぼの学園、狭山保育園及び児童発達支援センターの検討状況についてであります。市立やまとあけぼの学園につきましては、現状と課題等を踏まえ、費用対効果や立地の適性等を勘案し、検討した結果、児童発達支援センターを民間活力の導入による民設民営方式により、第二学校給食センター跡地に整備することといたしました。また認可保育所等の子育て支援に資する施設を併設して整備することにより、待機児童の解消及び保育の質の向上を図ることが可能となりますことから、老朽化が進行している市立狭山保育園につきまして、段階的な廃園の検討をしていくことといたしました。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番（尾崎利一君） 御答弁、ありがとうございます。

再質問を行います。

まず新型コロナウイルスのところですが、市のPCR検査の状況について資料を頂きました。月ごとの状況を要求しましたが、5か月分を一括した資料になっています。市は月ごとには把握していないのかどうか伺います。

○健康課長（志村明子君） 市では、東大和市医師会から月ごとの検査実績報告を受領しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） それでは、要求したとおり月ごとに出していただければよかったですと思いますが、月ごとの検査数と陽性者数を教えてください。

また1日の検査能力は、当初より向上しているとお話をいただいておりますが、1日何人まで検査できるのか伺います。

○健康課長（志村明子君） 月ごとの検査件数と陽性数でございますが、令和3年1月は検査数が31件、うち陽性者は3件、2月は検査数が22件、うち陽性者はなし、3月は検査数が19件、うち陽性者は2件、4月は検査数は18件、うち陽性者はなし、5月は検査実績はありません。

1日当たりの検査可能人数ですが、基本は2時間で8件とし、予約が多かった場合は1時間延長、3時間で12件としております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 5月は検査実績なしということは、これどういうことでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 5月に検査実績がなかった理由としまして、令和3年4月に東大和市医師会より、5月からのワクチンの集団接種の開始に伴い、PCRセンターに執務する医療従事者の調整が困難になるとの

相談が市にございました。その後、東大和市医師会と市で協議し、現在PCRセンターを一時休止としております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。

12月末までの市内の感染者は100人でした。1月末で259人、2月末で323人、3月末で360人、4月末で392人、5月末で451人、ほかの議員への御答弁で、PCRセンターでの陽性率は5.7%ということですが、この新型コロナウイルスの市内の感染状況について市の認識を伺います。

○健康課長（志村明子君） 令和2年4月1日から令和3年5月末日までにおけます市民の患者数は、累計で451人となっております。現在も新規の患者が一定数発生している状況にありますことから、新型コロナウイルスの感染拡大防止の引き続きの取組が必要であると認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） PCR検査センターの検査状況、これ29日間で90件ということで、1日、3.1回ということになっていて、検査能力からいうと大きく下回るという状況ですけれども、これはどういうことなのか伺います。

○健康課長（志村明子君） 東大和市医師会からの御協力によるワクチンの集団接種の開始に伴い、5月からPCRセンターを一時休止しております。このことから、検査実績のほうが下回ったものと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） そうすると、この資料でいただいた日数、29日というのは5月の日数も含まれていて、実際に4月末まででいうと29日ではないということなんですか。

○健康課長（志村明子君） 29日という検査日数は、令和3年1月から4月末までの実施日数となっております。以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ですから、4月までで29日間で1日、そうすると3.1回ということになるんですね。

8件まで、もしくは多い場合は12件まで検査できるけれども、実際の検査状況は3.1回にとどまっている理由を伺っています。

○健康課長（志村明子君） 市内PCRセンターの検査につきましては、市内医療機関からの予約を受けて検体を採取する形となっております。市内におきまして、発熱外来を実施する医療機関、また医療機関が直接PCR検査を実施する医療機関が増えてきていることを医師会から伺っております。そのような状況から、PCRセンターへの予約数が減っているものと推測しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これ東大和市のPCR検査センターの問題というよりも、東京都もしくは国で、PCR検査を本当に大規模に進めようというふうになっていないので、検査能力が十分に生かされていないということなんだろうと私は理解しています。

それで、緊急事態宣言が繰り返されて、先ほど新しい生活様式・日常の定着というお話もありましたけれども、長期間に及んで市民の間にもいら立ちが高まっていると思います。もうこれ以上、自粛していたら潰れてしまう。実際潰れてしまったという事例もあるわけです。

これは自粛要請を受けた業種だけにとどまりません。我慢を国民に強いるだけではなくて、行政が全力を尽くすことが求められています。

政府分科会も、体調が悪いなど僅かでも症状のある人に、短時間で結果が出る抗原定性検査を実施し、陽性であれば同じ職場の人全体にPCR検査を行うなどの手法を併用するなどの提案を行っています。こうした形で検査を拡大し、無症状の感染者を隔離、保護していくことは、感染を抑え込む上で行政の果たすべき不可欠な事業だと考えます。市の認識を伺います。

○健康課長（志村明子君） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止には、新しい生活様式・日常の定着などの基本的感染対策とともに、外出自粛などの要請による人流の抑制の徹底に加え、現在はワクチン接種の着実な推進に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） それでは、ちょっとワクチン接種も遅れているので、とにかく行動を自粛しろというだけではね、やっぱり国民の何というか、いら立ちといいますかね——には応えられないと思います。

先ほど私への答弁じゃなかったかもしれませんが、今のこの新型コロナウイルスは、無症状の方が感染を拡大するという答弁がありました。それから発症前にも感染するということが、当初から言われていたわけです。ですから、本当に抑え込むという点では人流を抑えると、それからワクチン接種を進めるということと並んで、やはり大規模な検査によって、無症状の感染者を隔離、保護していくという施策が同時に行われていかないと、本当に抑え込むというふうにはならないんだと思うんですよね。

これ先ほどPCRセンターのことも言いましたけれども、市が単独で責任を負うということで、私、言ってるのではなくて、行政の責任として、こういうことを総合的に進めていく必要があるんじゃないかというふうに言ってるわけですが、その点での認識を伺います。

○健康課長（志村明子君） PCR検査につきましては、無症状の方を早期に発見し、隔離、保護し、感染を抑え込むという目的があるのは承知しております。現状では、PCR検査の大規模実施は都道府県事業となっておりますことから、市町村が単独で大規模検査を実施していることは困難であると考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 繰り返しますが、市が単独でやれと言ってるのではなくて、やはりそこら辺の認識を、やっぱり行政としての認識を伺ったところです。

広島県などは、近くの薬局、ドラッグストアへ行って、検査キットを無料でもらえて、代金を入れて届けると無料で検査が受けられると。職場での検査も、無料検査も、これからまた大規模に始めるというようなことも報じられていますけれども、そういうことがやられるべきだというふうに思っています。

東京でも、10万件近い検査能力あると言いながら、実際に8,000件、7,000件という検査にとどまっているという状況は、見過ごすことはできないというふうに思います。

それで、それと併せて高齢者施設等での集中検査も必要なわけですが、昨年度、当市で行った集中検査は、対象施設54施設のうち実施施設は5施設で、9%しか実施されなかったわけです。今年度の状況について伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今年度のPCR検査の状況でございますけれども、市の補助事業に申請している事業者は現在のところございません。

これはですね、各事業所に個別に確認をいたしました。東京都が行う集中的検査、この拡充が影響しているということでございます。東京都はですね、特養あるいは老健といった広域型施設に対する集中的検査を行っていましたが、令和3年度になりまして、国から高齢者施設に対する集中的検査を徹底するようという

ふうに求められました。

このためですね、市の補助対象になった施設も大部分が東京都の検査対象になりまして、また日本財団のような民間の検査も本格稼働してきたため、市の補助に対する応募がなくなったというふうに認識しております。以上であります。

○6番（尾崎利一君） 今、東京都、それから日本財団というお話ありましたけれども、一つはまず東京都の検査ですけれども、厚労省のホームページによると、6月3日現在というところですが、埼玉県では対象施設が3,044、千葉県4,345、神奈川県1万7,100に対して、東京都は2,745ということで、対象とする施設数が極めて少ないと思われます。そもそも対象施設が近隣県と比べても、人口から考えても極めて少ないのはなぜなのか、先ほど拡大したということで御答弁がありましたけれども、ここら辺の認識を、市の認識を伺いたいと思います。

また申込施設数という欄が、このホームページにあるんですけども、これでいう手を挙げた施設については集中的検査を行うというように受け取れますけれども、そういうことなのかどうか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都が行います集中的検査でございますけれども、当初は意向調査のようなものをいたしまして、希望した施設に検査キットを送ると、こういう方式だと伺っております。このためですね、実施施設数はある程度制限されたというふうに考えております。

しかしながらですね、厚生労働省が検査を受ける施設、すなわちこれを受検施設と言いますが、この受検施設を増加させる方法などを矢継ぎ早に通知いたしまして、また新型インフルエンザ特別措置法に基づく受検の要請ですとか、その要請に従わなかった場合に、個別に理由を確認することを求めるというような内容の通知を発出するなど、都道府県に向けた働きかけを強めております。このため東京都でも、その受検施設の増加に向けた動きが加速するものと認識しております。

なおですね、東京都は日本財団の検査も紹介しておりますので、こうしたこの民間検査の活用により、都の実績数がある程度抑えられている可能性もあるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 東京都も対象施設を増やしているという御答弁ありましたけれども、昨年度の段階では対象施設八百数十件というふうに言っていたので、2,745というふうに、かなり対象施設そのものが増えてるのは事実だろうと私も思います。

それで日本財団のホームページや、厚労省のホームページ、若干古いかもしれませんが、日本財団では2月24日以降、6月5日現在で、都内で延べ4,169施設の集団検査を行うと。延べですよ。週1回だとすると、4週やるとその4分の1ということになりますけれども、厚労省ホームページでは、東京都で4月から5月19日時点で延べ1,162施設となっています。東京都は、これ週1回やるって言うので、2ないし3で割ると2分の1ないし3分の1ということになるかもしれません。広範な検査と併せて重症化を防ぐためにも、こうした施設での集団、集中検査は重要だと思います。市内の施設に対する働きかけを、ぜひ市には強化

していただきたいと思います。

それで、対象施設54のうち、昨年度は実施は5施設だったということですね、今年度、また予算化されたときに、これ上げるために努力するというので答弁いただきました。

今の答弁では、東京都や日本財団がやるので、そちらにやるので、市の申請はやらないということで、0だったということですが、個別にこうやって確認したんだと思うんですね。そうすると、この対象54施設のうち、どれぐらいが東京都や日本財団のPCR検査を受けるというふうに、市としては見込んでいるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私どものその対象となる施設のうちですね、有料老人ホーム、あるいはサービス付高齢者住宅、それから認知症のグループホームですね、こういったものは軒並み東京都の施設の対象になっております。ただですね、この施設の種別ごとに、どのような状況になってるのかということについては、現在まだ十分には把握しておりませんので、そこを把握してですね、もし必要とならば東京都と連携して、受検の促しをするというふうに考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、お願いしたいと思います。

東大和市が予算化したものが、必ず使われなくちゃいけないということではないので、東京都のものも含めて、それから日本財団のものも含めて頻回の検査が行われて、重症化が防がれるということが大事だと思います。特に東大和市としては、当初対象としていた54施設については、どういう状況になってるのかということ、ある程度、今の御答弁でもつかんでいるんだろうと思いますので、ぜひそういうところでの集中検査が進むようお願いしておきます。

それで、次にこの集中検査の問題で、先ほど学校施設の使用制限の話もありましたけれども、体育施設は使用しているけれども、学校施設は使用できないようになってるということですね。それだけクラスターの発生などに神経をとがらせているということでもあると思います。

この集中検査については、高齢者施設、障害者施設等での週1回の検査だけではなくて、学校や学童保育、保育園でも同様に頻回の集中検査が必要だというふうに思いますけれども、この点での市の認識を伺います。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 市内小中学校におけます集中検査につきましては、現時点での実施の予定はしていません。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 学童保育や保育園につきましても、学校と同様ですね、市独自での実施の予定はございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 学校施設の使用制限について、あれだけ神経、使ってるわけですから、やはりこれらの施設での集中検査は必要なんだろうというふうに私は思います。東京都、国と相談して、こういう施設でもできるように求めていただきたいというふうに思います。

次に、市職員の中での感染状況と対応について伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 現在、新型コロナウイルスに感染、または濃厚接触者に該当する職員の情報はございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これまで何度か市議会議員に、市職員の感染状況についてありました。これまで何人か

いますよね。そこら辺の状況、対応。

○職員課長（岩本尚史君） これまでPCR検査の結果、陽性判定となった職員は8名おりますが、その都度、保健所からの指導、指示に従い、対応してまいりました。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 濃厚接触者の定義を伺います。

○健康課長（志村明子君） 国立感染症研究所、感染症疫学センターが策定する新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領による濃厚接触者の定義について申し上げます。

濃厚接触者の定義としまして、患者の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養、または自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当するものとされております。

その範囲としましては、4点ほどございます。1点目は、患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者。2つ目としまして、適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者。3つ目としまして、患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。4つ目としまして、その他としまして、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）の範囲で、必要な感染予防策などを取らずに、患者と15分以上の接触があった者とされております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私、最後のマスクをしなくて15分以上、1メートル以内で話したら濃厚接触者なんだというふうに理解してるんですけども。今もう市役所の職員の皆さん、かなり密の中で仕事をしているというのは日常的に感じてるところです。変異株は、従来株の2倍以上の感染力があるというふうに言われていて、従来株のイギリス株が1.5倍で、インド株がその1.5倍ということなので、2.25倍ぐらいの感染力があるというふうに言われている中で、最近では3密ではなくて、1密だけでも感染の可能性があるんだということが強調されてるわけです。

発症前から感染を広げるというのも特徴ですので、感染者が出たら、その部署全員、PCR検査を行うぐらいの対応は必要ではないのかと。スクリーニング検査とか、早期に結果が分かる抗原検査なども含めてですけども、いかがでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 抗体検査等の情報もございますが、現在、全庁的なPCR検査等の予定はございません。ただ、引き続き感染防止の徹底を図りながら、また保健所からの専門的な指導、助言に従って対応してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私、市職員の命を守るという点でも、市の業務継続という点でも、また市民に感染させないという点でも必要なことではないかというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、次にワクチンの集団接種会場には、医師、看護師のほかにも委託した事業者の人員、スタッフですね、それから建物管理者として市職員も配置されていると思います。医師、看護師のワクチン接種は完了しているのか。それから、また現場に派遣されている受託事業者のスタッフや、市職員のワクチン接種、PCR検査についても、これうつさないためにも、うつされないためにも必要だと思っておりますが、どうなっているのか伺います。

○健康課長（志村明子君） 集団接種に出務する医師、看護師、薬剤師のうち、接種を希望された方につきましては、2回接種が完了しております。また市の職員のうち、看護師資格を持つ者などを対象に、余剰分のワク

チンを活用し接種をしております。

受託事業者の職員の接種及びPCR検査につきましては、事業者の方針に基づきますことから、市では把握をしております。

集団接種に出務する医師、看護師、薬剤師の方へのPCR検査は、既にワクチン接種を受けており、またPCR検査は医師の判断により行うことが基本となっておりますことから、市において実施する予定はございません。

集団接種会場におきましては、感染防止対策の徹底に合わせて、接種に関わる従事者の方には、日頃からの体調管理、自宅での検温、手指の消毒など、感染予防対策の実践を徹底することのお願いを周知しております。以上です。

○6番(尾崎利一君) 今、市職員の中で看護師についてワクチン接種を行っているということでしたが、この集団接種会場に派遣されている市職員という点でいうとどうなのか、もう一度伺います。

○健康課長(志村明子君) 集団接種会場に派遣しております施設管理者につきましても、ワクチンの余剰状況に合わせて柔軟な対応ができるように予定しております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) ぜひ、よろしくお願いします。

やっぱりこういうところに派遣をされて従事するということですから、やはり市としてもワクチン接種も含めて適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、併任の職員や、それから健康課の職員の残業の実態、また御答弁であった過重な負担の長期化の防止ということですが、具体的にはどのような基準の下で進められているのか伺います。

○健康課長(志村明子君) 併任職員及び健康課の担当職員、1人当たりの令和3年5月の時間外勤務の平均時間数でございますけども、26.8時間となっております。また職員の健康維持のための対応といたしましては、週休を取ることを徹底させ、また管理者からの小まめな声かけなどにより、職員の体調を把握し、過重な負担が長期化しないよう努めております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 平均で26.8時間ということですが、一番多い方はどれぐらいの残業になっているんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 令和3年5月におきましては、最大時間外勤務を行った者の時間数は60時間となっております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 60時間というのは、かなり多い残業だと思いますので、ぜひ職員の過重な負担にならないように一層の配慮をお願いします。

それから、次に、全く変わりますが、介護事業者や障害福祉事業者に対する支援です。国が持続化給付金や家賃支援給付金について、再度の支給を行わないという態度に固執する中で、東大和市が中小事業者応援金や消費喚起事業などの支援を実施しているということは評価したいと思います。

ただ今回、令和2年度には実施された介護事業者や障害福祉事業者への給付金が、今のところ実施されていないというのは残念だと思います。どうして、これについては実施されていないのか伺います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 介護給付費の支給状況を見ますと、第1回目の緊急事態宣言のときに比べてで

すね、落ち込みがかなり少なくなっております。

第1回目の緊急事態宣言のときには、市の通所介護事業所は、ちょうどこれは4月から6月までの3か月間の累計を見たところですね、約10%の減少が見られました。最大はですね、5月で18%ほど落ちております。

ところがですね、令和2年度を通じて確認いたしますと、最終的には通所介護事業所は年、約1.5%ほどの落ち込みにとどまって、第2回目あるいは第3回目の緊急事態を経ているにも関わらずですね、事業所の収入というのはそれほど低下していないというふうに認識しております。

それから令和2年度当初には、入手困難でありましたマスク、あるいはアルコールなどの衛生製品もですね、現段階では妥当な価格で調達できるようになっております。したがって、かかり増し経費というものも、それほど生じてないと、このように認識しております。これらのことから、給付金の支給は見送ったということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 先ほど御答弁の中で、マスクや使い捨て手袋など衛生品の無料配布、使い捨て手袋については大変喜ばれているということで御答弁ありました。

それで、いろんな事業所、施設があると思えますけれども、なかなか密を回避しようと思っても、回避しきれないというのはね、狭いところで事業をされてるということもあるので、そういう点での支援もぜひお願いしたいというふうに一つ要求しておきます。

それから、もう一つは、介護報酬、介護事業ですけれども、報酬は実質的にはマイナスがずっと続いていて、令和2年度の倒産件数も非常に多いというのは参事も御存じのとおりだと思います。それから、障害福祉事業所も、やはり制度が改悪されて、収入がかなり減って大変な状況が続いているというふうに聞いています。

そういう中で、昨年度これらの事業を実施した際に、市は20万円という金額で、これが十分なものとは言えないのは承知してるけれども、市として頑張ってもらいたい、少しでも応援するんだということを言われていました。

今年度の状況は、1年以上が経過して、困難は私は増してるんだろうというふうに思うんです。やはり継続的な支援が必要ではないかと思いますが、再度、見解を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市としての支援でございますけれども、先ほど市長の御答弁でもありましたとおり、市場での調達が困難な使い捨て手袋につきましては、東京都と協力して無償で給付をしております。

それからですね、給付実績につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり大きな影響がなく、昨年度とは状況が異なると、このように認識しております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 今、答弁の中ではありませんでしたけれども、介護事業者の倒産件数、かなり増えてるというのも、これ事実ですので、これについては要求をしておきます。

最後に4番目のところですが、先ほど国が持続化給付金や、家賃支援給付金など、再度の給付をしようとしていないというふうに言いましたけれども、菅政権はどんどん支援を打ち切ってきているというふうに私は感じています。

コロナ危機と言われる状況が長期化する中で、K字回復というふうに言われて、格差がどんどん拡大するという状況だと思います。引き続きの支援が必要と考えていますが、市の認識を伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大、この傾向が続く中でありますが、国全体と

いたしましても、日常生活や経済活動への影響が引き続き続いているというふうと考えております。国におきましては、これまで市民生活、地域経済を支えるための支援が実施されてきたものと認識してございますが、引き続き実態を踏まえました適切な支援がなされることを期待してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 引き続き支援が必要だという認識を、市としても持っているという御答弁だったと思います。これはもちろん市だけでやるということではないので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、今年度に休廃止、縮小した事業についてですけれども、私のほうで要求した資料はないということですが、第1回定例会で要求した際は、生の資料は検討段階の事業がたくさん出ているので出せないということでした。

今回、生の資料じゃなくて、そこから抜け出して提供してもらおうと思ったら、今度はそのような資料はないと。1年にわたって行革本部で検討していた重要事項について、議会に提出するという気がないんでしょうか市は。これ、いかがなんでしょうか。

○企画財政部副参事（木村 西君） 令和3年度に休止等とする事業の決定に当たりましては、行政改革推進本部会議で検討してきました資料により決定をしたものでございます。

この資料につきましては、引き続き実施をしている事業も含まれているところでございます。また、今回、資料の提供依頼がありました休止、廃止の別ごとに、事業名と事業概要と、休廃止前の直近の予算額、直近の決算額、縮小した事業名が記載された事業につきましては該当するものはございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 提供した資料、PCRセンターの実績は月ごとに報告を受けてるけれども、出されたのは、月ごとではなくてまとまった数字が出されました。

今回はこういう資料はないということですが、やっぱりきちっと対応していただかないと困るというふうに思います。

3月議会で答弁された22の事業について、休廃止の別ごとに事業名と平成31年度決算額を伺います。

○企画財政部副参事（木村 西君） 事業名と平成31年度決算額を申し上げます。

休止としたものにつきましては、結婚支援事業18万5,900円、職員を対象とした研修17万4,000円、庁用車などの備品購入、こちらにつきましては把握してございません。国際理解講座0円、各老人福祉館で実施している入浴施設、こちらは施設全体の光熱水費でございますので、入浴部分の光熱費につきましては把握してございません。男女共同参画講座13万6,896円、うまかんべえ〜祭390万円、消費者講座18万8,780円、消費者見学会15万9,440円、赤ちゃん・ふらっと整備事業74万5,960円となっております。

また廃止したものにつきましては、男女共同参画フェスタ18万9,421円、男女共同参画川柳展5万1,868円、子ども食堂運営補助0円、ならはし児童館の各種行事のうち、冒険あそび4万7,377円、青少年対策事業の子どもと大人の遊び体験塾3万7,000円、高齢者の家具転倒防止器具の取付け27万4,231円、白内障眼鏡等購入費の助成0円、金婚祝い品1万8,366円、介護サービス利用者一部負担金の助成7万3,291円、介護報酬外相談業務等事業の相談援助補助4,000円、在宅障害者支援事業の家具転倒防止器具の取付け0円、中学生アメリカンサマーキャンプ174万418円となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほどの市長の御答弁で、新型コロナウイルス感染症の影響による財源不足の対応とし

てということで検討されたということでした。これ31年の決算額ということですが、廃止したものについて、これ合計で幾らになるのでしょうか。

○企画財政部副参事（木村 西君） ただいま申し上げました廃止したものの事業の合計額につきましては、243万5,972円と把握してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） もちろん1円から予算つくということなので、243万5,972円が大きい小さいかということはあると思います。

それで、一つ一つちょっと伺いますけれども、中学生アメリカンサマーキャンプ事業、これはどのような事業でいつからやっていたのか、どのような財源で賄われていたのか、なぜ廃止したのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 中学生アメリカンサマーキャンプ事業についてであります、中学生を対象とした英語によるコミュニケーションを中心とした2泊3日の宿泊体験事業であります。

本事業は、平成26年度より、国分寺市、昭島市との共同事業として実施を開始しております。財源につきましては、一般財源のほかに他市との共同事業に配当される多摩・島しょ広域連携活動助成金と参加者負担金がございます。

本事業の廃止の理由であります、開始当初は3市での共同事業として実施しておりましたが、平成30年度より、2市のみでの実施となり、事業目的が達成できなくなったことでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 174万418円のうち、市の一般財源の負担は幾らなのでしょうか。

じゃ、分からなければ後で教えてください。

白内障眼鏡等購入費助成を廃止した理由を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 65歳以上の高齢者のうち、白内障手術を受けた者が、眼内レンズを装着できなかった場合に必要となる特殊眼鏡の購入を助成するものでございます。この事業でございますけれども、過去5年間の実績がゼロでございまして、実態としてですね、眼内レンズの装着がほとんど可能となったことから、この事業の役割を終えたものとして廃止しました。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今御答弁ありましたとおり、技術の進歩で、手術で眼内レンズを入れられないような事例はほぼなくなったということで、これに代わる眼鏡が必要になるということはないようです。そういったこともあって、白内障手術後の補助眼鏡の助成を行っている自治体があるようですが、この点、御存じでしたら伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都下では確認取れませんけれども、他の県ではやってるというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ちょっと私も記憶がはっきりしないんですけども、幾つかやってる自治体があるというふうに思っています。実際に白内障手術された方の中でも、その後、なかなか調子が悪いというような方もいらっしゃるって、そういう方に対する補助、眼鏡の助成を行っているということです。

私は必要とされる方にどう手だてを取っていくかということで、実態に合わなくなったものについては、実態に合わせて発展させていくということこそ、求められるのではないかとこのように思います。

子ども食堂運営補助を廃止事業としたのはなぜなのか伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 子ども食堂運営補助事業は、子ども食堂の運営に要した経費から寄附金等の収入を差し引いた金額が補助対象となりますが、これまで対象となる団体において、寄附金や社会福祉協議会からの補助金等の収入が運営費を上回っている等の理由により、市からの補助金を必要とせず、平成30年度から令和2年度までの3年間で、予算の執行率が0%であったことから、今回、行政改革推進本部会議での検討を経て廃止したものであります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時58分 休憩

午後 4時 6分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 先ほど御質疑いただきましたアメリカンサマーキャンプの一般財源ですが、12万9,660円でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） そうすると、廃止したものの243万5,970円って言いますけれども、中学生アメリカンサマーキャンプは160万円ぐらいは一般財源以外ということですから、80万円ぐらいですかね、廃止したものの、現時点で分かる一般財源の影響額としてはね。

それで、ほかにも今、子ども食堂のことを伺ったわけですけども、高齢者と障害者の家具転倒防止器具取付事業、廃止されました。やはりこういうものを、高齢者の方や障害者の方が取付けまでやってもらえる事業ですからね、やっぱり御自分で取り付けられないような方に、取り付けてあげるとするのは大事なことだと思いますし、それから介護サービス利用者一部負担金の助成、これは7万3,291円の実績でしたが廃止となりました。これは低所得者の方の利用負担を3%に軽減するという助成制度だっというふうに、前、聞いています。これ何人に助成したのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 平成31年度7万3,291円、これを何人にかということでございますけれども、利用者数は1人でございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 1人であっても、やはり所得の低い方が、利用料が10%でなく3%に軽減されるというのは、私は大切な事業だと思います。それから、家具転倒防止器具取付事業もそうです。

それから、子ども食堂運営補助、実績がないので廃止したということですけども、子供の貧困の問題、これだけずっと言われてきて、子ども食堂等への支援だけではなくて、本当は国や行政を挙げてもっともっと踏み込んでいくべき分野だと思います。ですから、実績がないので、これを廃止して、何かにそういう部門に振り分けたという答弁があればね、私は納得するんですけども、やはりその行革の対象として、これらを組上げて廃止してしまうと。たった1人であっても、やはりそのサービスを受けた人が切り捨てられていくというのは、私は自治体の在り方として重大だというふうに思いますし、その結果として一般財源に与える影響額は数十万円ということですから、私はここはね、本当に自治体の在り方が問われているのではないかとこのように思います。

次に、3番目の使用料・手数料の見直しのところにいきます。

国民健康保険税は、6年連続値上げということですとやってきて、値上げして貯金が増えたわけですよね。この貯金を使えば値上げしなくて済んだのに、これを取り崩すことなく引き続き値上げをしたということです。介護保険料は保険料引上げを抑え込むために使うはずの基金が、逆に3億円から6億円、9億円というふうに年々積み上げられていくという仕組みになっていって、到底、この値上げ、そのまま受け入れることはできないというふうに私は思っています。

それで、事業系ごみの手数料引上げが検討されているということですが、手数料の現状と他市との乖離の状況について伺います。また廃棄物減量等推進審議会への諮問日、内容と答申日、答申内容について伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 当市の1キログラム当たりの処理手数料につきましては25円、多摩地域で一番高い手数料につきましては43円となっております。一番低いところでは24円ということでございます。

また小平・村山・大和衛生組合、組織市を除く23市での平均は、今現状での手数料金額で計算しますと約38円となっております。

次に、廃棄物減量等推進審議会、令和3年3月31日に事業系一般廃棄物処理手数料の改定ということで、諮問をさせていただいております。答申につきましては、令和3年4月16日、事業系一般廃棄物の処理手数料の改定は、減量及びリサイクルの推進を図る上で効果的な手法であること、また他市との均衡の乖離を改善する必要がある状況から改定は適当である。また改定に当たっては、現在、小平・村山・大和衛生組合で進めている新ごみ焼却施設、稼働後のごみ処理手数料や、多摩地区における手数料の動向など踏まえ、決定するようにということで答申をいただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 他市との均衡、他市との乖離を改善するという答申ですけれども、他市との乖離ということになると、これ今25円だけでも、23市、平均38円ということなので、これは25円から38円に値上げすることなのか、また時期はいつを考えているのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 金額等につきましては、今後、新ごみ焼却施設稼働後のごみ処理経費、また多摩地区における手数料の動向等を踏まえまして、金額については検討を進めてまいります。

また、改定時期につきましては、小平・村山・大和衛生組合の組織市、3市での調整が整いましたら、整った段階で考えてまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 組織市、3市のこの問題での状況が分かれば伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 組織市、3市ということで、まず武蔵村山市さんにつきましては、令和3年7月1日付で料金改定を行う予定でございます。25円から38円という形での改定になっております。小平市さんと東大和市につきましては、今状況等をお話しさせていただいたとおり、調整をしてるところという形でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） キロ当たり25円から、武蔵村山市は38円ということでした。東大和市はどうなるか、まだこれからということですが、もし25円から38円となると52%の大幅値上げとなって、事業者に大きな影響を与えることとなります。私としては、にわかに賛成できない、反対だということですが、これ時期も含めて慎重な検討を求めています。

それから、公民館等の有料化については、この間ずっと主張していますけれども、有料化すべきではないということを改めて申し上げておきます。

それから、国民健康保険税と介護保険料について、今年度もコロナ減免を実施するということですが、その内容ですね、特に減免の基準年について、コロナ危機で収入が落ちた昨年を基準として、今年度の収入減ということでは困るので、基準年はコロナ危機前を基準として収入が落ちているということで適否を決めるべきだと思いますが、それぞれ国民健康保険税と介護保険料についてどのような内容なのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 初めに、国民健康保険税につきまして御説明申し上げます。

現在検討しております令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険税減免策につきましては、令和2年度に実施いたしましたものをベースに検討しているところでございます。

その概要でございますが、対象といたしまして、初めに新型コロナウイルス感染症によって、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。次に、主たる生計維持者の令和3年の事業収入等が、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年と比較して3割以上減少する見込み、あるいは令和元年と比較して、3割以上減少する見込みのいずれかに該当し、かつ一定の所得基準を満たした世帯を想定してございます。

この令和元年と、令和3年の収入比較を行いまして、対象とするのは多摩26市の中で当市のみと認識しております。

減免の割合といたしましては、対象世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得によって、対象保険税額の10分の2から10分の10の減免を行う内容で検討しているところでございます。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護保険料の減免でございますけれども、国からの通知によりまして令和3年度も特例減免を行うよう、ただいま準備をしているところでございます。

その内容につきましては、令和2年度と同様でございます。前年の収入と比べて3割以上減少した場合に、その収入の元となる事業の前年度所得に占める割合に応じて介護保険料を減免するというものでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 介護保険についても、国保と同様に令和元年度と比べてという基準を付加するよう求めておきます。

それから、国民健康保険税については、6年連続の値上げに一貫して反対してきました。この議場でも、大阪などの減免制度を紹介して、一方で値上げをする。しかし一方で、減免などは非常に狭い要件になっているということも指摘をしてきました。

当時、市民部長の答弁で、値上げの効果を見極めて減免制度については検討したいという旨の答弁をいただいています。これ、もう何年目になるんですか、6年連続の値上げ、いいかげん、これ検討していただく必要があると思いますが、この点について伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 減免制度につきましては、東京都の国民健康保険事務処理基準や、近隣市の減免策を調査研究中でございます。令和4年度以降の財政健全化計画に基づきます国民健康保険税率の改定状況によりまして、実施について検討したいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、もちろん値上げ、だから値上げしていいというふうに、私は言うつもりはありません。

せんが、一方で減免制度が大きく拡充していくということは、それそのものが大変大切なことだと思いますので、これは早期に減免の検討を終えていただいて踏み出していただきたいと思います。

次に、4番目のところです。

国・都・市有地ですが、特別養護老人ホームの建設用地として、市は参議院宿舍跡地の国有地か、あるいは東京街道団地の創出用地、生活支援ゾーンの用地ですね。この2つの用地で検討してきましたが、生活支援ゾーンについては募集要項が公表されています。现阶段で、特別養護老人ホームの建設候補地とみなせるのかどうか伺います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 令和3年3月に東京都が公表した事業者募集要項によりますと、事業応募者が提案する際の条件として、特別養護老人ホームなどの居住の用に供する施設を除いて計画することが定められております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、特別養護老人ホームを建設するとなると、参議院宿舍跡地の国有地、50年で本来の地代の39%で済むという土地ですので、最も適地になると思います。検討状況について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国有地の貸付料につきましては、ただいま御指摘いただきました特例がございます。また都営地におきましても、貸付料を50%減額をするという特例制度がございます。そこで、特別養護老人ホームであります。整備をする地区によりまして、路線価が異なりますことから、事業者負担の割合だけでは比較することができないものであります。そこで現在は、高齢化率などの地区ごとの状況や特別養護老人ホームの配置バランスなども踏まえまして、検討しているところでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） そうすると、一時は東京街道団地のこの生活支援ゾーンのところで、それから参院宿舍跡地について市は比較検討していたのは、あの資料で分かっているわけですが、あと都営地として考えられるのは向原団地の南側創出用地辺りなのかなと思いますが、具体的にそこら辺のところで検討しているということではよろしいのでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 特別養護老人ホームの設置の検討でございますけど、まだ第8期介護保険事業計画がここで始まったばかりということで、検討の時間というのはまだ比較的余裕があるかなというふうに思っています。先ほど課長のほうからも答弁ありましたが、地域性というか、その位置のバランスというものもでございますので、地域全体、公有地全体を見据えた中で、もう少し検討の時間を取りたいというのが今の現状でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） いずれにしても不足しているという事実はありますので、早期に検討を進めていただきたいというふうに思います。

それから、向原団地の空き地への特別支援学校の建設ですが、これは令和9年開校を目指して進んでいるということではいいのか伺います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 東京都教育長からは、令和9年度の開校予定であると聞いております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。

この項については以上です。

それで、5番目の狭山保育園と児童発達支援センターのところですけども……。まあ、いいや。

狭山保育園の廃園を決めれば、公立保育園がなくなってしまう。2006年、東大和市が定期的にたんの吸引が必要な児童の保育園入園を拒否した事案で、東京地裁でこの入園拒否は不当とされました。まあ受け入れたわけですけども、どこで受け入れたのか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 当時、向原保育園で受入れをしたところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 当時、向原保育園は市立の保育園だったということですか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） はい、公設の公営保育所でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市立の保育園、公設、私立じゃなくて市立の保育園で受け入れたわけですか。

民間保育園であれば、経営状況等を理由として入園を断るということもあり得るわけで、やはり市が保育の直接責任を担うということで、この障害のある子供についても義務として受け入れるということになるわけだと思いますが、市の見解を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 障害のある児童の入園につきましては、従前より民間保育園にて多くの児童を受入れを行っております。

あわせて、医療的ケアを必要とする児童への対応につきましては、民間保育園における受入体制を確保するため、平成29年度から事業を開始し、平成31年度からは、より保護者のニーズに対応できるよう、訪問看護師を派遣する事業として予算計上をしているところであります。また本定例会初日に議決をいただきました令和3年度第3号補正予算において、民間保育園における看護師等の増配置等に係る経費の計上など、保護者ニーズに応じ、保育の利用調整や保育の提供に向けた環境調整の体制整備など、市として行うべき保育行政における役割を適切に担っています。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今言われたのは、市の事業として行うわけですね。民間保育園が、民間の事業としてやるのではなくて、民間で一定の体制がとれるように、市の事業としてそういうことを行うということだと思います。

それで、ただ児童福祉法の立てつけとの関係で、やはり公立保育園が一つもなくなってしまうということは、市民の保育を受ける権利を損なう可能性が出てくると言わざるを得ません。そういう点で、やるべきではないというふうに思います。

現在、緊急一時保育を担っているのは狭山保育園だけということですが、一時保育をやっている保育園も、一時保育の枠が空いていれば緊急一時保育を受け入れるということですが、市が緊急一時保育に該当するから受け入れるべきと判断した場合、狭山保育園では当然受け入れることとなりますが、狭山保育園がなくなった場合に、民間の保育園についても必ず受け入れなければならないということになるのかどうか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 緊急一時保育につきましてはですね、今年度から狭山保育園を含めて5園で実施が可能となりました。緊急一時保育の利用はですね、出産や疾病による理由で年間1件から3件程度で推移してございます。

一時保育の利用もですね、定員に余裕がある状況でありますことから、緊急的な対応につきましては十分対応が可能であると考えております。

さらに、類似するサービスといたしまして、今年度から児童養護施設れんげ学園において、施設型ショートステイを開始しておりますことからですね、保護者の状況に応じて適切なサービスの提供をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 様々な御努力されて、そういう受入体制をつくっているということは評価すべきことで、そのことは大切なことだと思います。同時に私、言ってるのは、様々な制度があっても、その制度のはざままで、こぼれ落ちるということをなくさなくちゃいけないと。それはやはり市の責任だと思うんですね。そういう責任を果たす上で、やはり市立の保育園は必要だというふうに思います。

次に、やまとあけぼの学園が児童発達支援センターになるということで、保育所等訪問事業がつけ加わるということですが、どのような事業なのか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 保育所等訪問支援事業はですね、保育園や幼稚園等の障害のある児童の保育教育を行っている施設に通う保護者からの依頼に基づき、集団生活での専門支援や、職員の協働支援、後方支援を実施する事業でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 民設民営になることで、市の一般財源の負担が2分の1になるということでした。いろいろこの児童発達支援センター、調査をされてきたというふうに思いますけれども、公立のものがどれぐらい、公設民営がどれぐらい、民設民営がどれぐらいということ、あるのかということについて伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 東京の26市の児童発達支援センターの設置状況でございますけれども、全部で12ございます。運営形態が3つございまして、公設公営が4つで、4市でございます。三鷹、町田、日野、東久留米。公設公営が3か所ございまして、武蔵野、調布、小金井。民設民営が5つございまして、八王子、昭島、小金井、清瀬、あきる野の5つでございます。全部で12でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今の3施設は公設民営ということでいいですね。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 市の名前は削りますが、公設公営が4、公設民営が3、民設民営が5の12でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど狭山保育園の廃園に伴って、市の直接保育義務が後退するのではないかという問題、取り上げましたけれども、やまとあけぼの学園について同様な問題はないのか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 児童発達支援を提供する上で、保護者の多様なニーズに対応した民間事業者の独自性のあるノウハウや、知見を生かしました柔軟かつ質の高いサービスの提供ができるものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど答弁で公設公営が4、公設民営が3、民設民営が5ということで、自治体でいろいろ選択肢があって、こういうふうになってるんでしょうけれども、それぞれのそういう運営形態を採用した理由等について、市が分かっていることがあれば伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） せんだっての全員協議会のときにもですね、少し御説明はさせていただいたかと思っておりますけれども、それぞれの運営の方式を選択したというのはですね、公設公営に関しましては、もち

ろん4億円から8億円かけて造ればできるというところもございますし、もともとあった児童発達支援の公設の事業所を改修して、なおかつその給食の提供が児童発達支援センターは自園調理で行わなければいけないということで、給食の調理施設を造ったりして、そこでやるというような判断をして、公設公営で運営しているところもあるということで聞いております。

公設民営の場合は、指定管理者制度等、導入しているものと考えております。民設民営に関しましては、当市と同様に既に行ってる児童発達支援の事業所が老朽化をして、民設民営方式を導入したり、もともと公設で児童発達支援を運営していない、最初から民設民営の事業所を招致するなりして、運営をしてるというような市があるというようなことで考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この狭山保育園の段階的廃園と、児童発達支援センター、民設民営で造るということについては、ここへ来て、5月末ですかね、全員協議会で示されて、それで6月にはパブリックコメントを実施をして、狭山保育園については令和8年度末に廃園予定。それから、児童発達支援センターについては、令和4年度から新築工事を開始して、6年度開園、運営開始というふうに伺っています。

それで、公立でやってきたものを民設民営でやるということについては、やはり私は慎重な検討が必要だし、市民的議論も必要だというふうに考えますので、唐突に急にどンドン進んでいくという懸念を持っています。それから、狭山保育園については、やはりもう一つしか残っていない公立の保育園をなくしてしまう。まだ検討だというふうに説明されてますけれども、もう令和8年度末という期限まで示されているということについても、私はちょっといささか乱暴ではないかというふうに思います。狭山保育園、公立の保育園、1園しか残っていないものをなくしてしまうということには反対いたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

6月14日から18日及び21日、22日の9日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後 4時36分 散会